

令和3年第7回上里町議会定例会会議録第3号

令和3年12月8日（水曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 （町長提出議案第54号）上里町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 （町長提出議案第55号）上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 （町長提出議案第56号）上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 （町長提出議案第57号）上里町公民館設置及び管理条例の一部を改正する等の条例について
- 日程第11 （町長提出議案第58号）上里町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 （町長提出議案第59号）上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 （町長提出議案第60号）上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 （町長提出議案第61号）上里町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 （町長提出議案第62号）上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 （町長提出議案第63号）上里町森林環境譲与税基金条例について
- 日程第17 （町長提出議案第64号）上里町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 （町長提出議案第65号）令和3年度上里町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第19 （町長提出議案第66号）令和3年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 （町長提出議案第67号）令和3年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

出席議員（１４人）

１番	黛	浩之	君	２番	高橋	茂雄	君
３番	高橋	勝利	君	４番	飯塚	賢治	君
５番	仲井	静子	君	６番	猪岡	壽	君
７番	齊藤	崇	君	８番	植原	育雄	君
９番	植井	敏夫	君	１０番	高橋	正行	君
１１番	納谷	克俊	君	１２番	杳澤	幸子	君
１３番	高橋	仁	君	１４番	新井	實	君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	山下	博一	君	副町長	江原	洋一	君
教育長	埴岡	正人	君	総務課長	山田	隆	君
総合政策課長	豊田	貴志	君	税務課長	須長	正実	君
くらし安全課長	間々田	亮	君	町民福祉課長	亀田	真司	君
子育て共生課長	飯塚	郁代	君	健康保険課長	及川	慶一	君
高齢者いきいき課長	間々田	由美	君	まち整備課長	相馬	伸太郎	君
上下水道課長	根岸	利夫	君	学校教育課長	望月	誠	君
学校教育指導室長	福島	実	君	生涯学習課長	金井	憲寿	君
会計課長	小暮	伸俊	君				

事務局職員出席者

事務局長 宮下 忠仁 係 長 飯塚 剛

◎開 議

午前 9 時 0 分開議

○議長（猪岡 壽君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。



◎日程第 7 町長提出議案第 5 4 号 上里町税条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第 7、町長提出議案第54号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） おはようございます。

御提案申し上げました議案第54号 上里町税条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が令和 3 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、上里町税条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

主な内容は、個人住民税に関して非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しと、セルフメディケーション税制を延長する改正でございます。

それでは、条文ごとに改正内容について御説明申し上げます。

まず初めに、第24条でございますが、個人の町民税の非課税の範囲について規定したもので、令和 2 年度税制改正において、扶養控除について、その対象となる扶養親族から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くとされたことに伴い、今回の改正では、個人住民税均等割及び所得割の非課税限度額について、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様とするものでございます。

次に、第36条の 3 の 3 でございますが、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について規定したもので、第24条と同様の改正でございます。

続きまして、制定附則第 5 条でございますが、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等について規定したもので、こちらも第24条と同様の改正でございます。

続きまして、制定附則第 6 条でございますが、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について規定したもので、いわゆるセルフメディケーション控除について、適用期限を令和 4 年度までから令和 9 年度までに 5 年間延長する改正でございます。

最後に、改正附則の内容でございますが、第1条は、条例の施行期日について規定しておりますが、制定附則第6条の改正規定については、令和4年1月1日から施行とし、それ以外の条項の改正を令和6年1月1日から施行としております。

第2条は、町民税に関する経過措置について規定したもので、この改正後の条例の制定附則第6条以外の規定は、令和6年度分以後の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの町民税については、なお従前の例によるとしております。

以上で、上里町税条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑は一問一答方式で行います。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第54号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 町長提出議案第55号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第8、町長提出議案第55号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第55号 上里町国民健康保険税条例の一

部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布され、地方税法施行令の国民健康保険税の改正部分については、令和4年4月1日から施行されることとなったこと、また、平成30年度より国保制度が広域化され、県が財政運営の主体となった決算の結果を受けて、県が示す標準税率と現行の町の保険税率に大きな差があることなどから、上里町国民健康保険税条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

このたびの改正は、国民健康保険税の未就学児の均等割額について5割を軽減すること並びに医療給付費分に当たる基礎課税額の賦課方式を、資産割額を廃止して4方式から3方式に改め、この基礎課税額の所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額及び後期高齢者支援金等課税額並びに介護納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額について、税率の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

第3条の2は、医療給付費分における資産割額の課税率を規定したのですが、これを廃止し、賦課方式を3方式とするため削除いたします。

第4条は、医療給付費分における被保険者均等割額の課税金額を規定したもので、加入者1人当たり2万1,000円を2万9,000円に改めるものでございます。

第4条の2は、医療給付費分における世帯別平等割額について規定したもので、第1号は、一般世帯における課税金額を規定しており、1世帯当たり9,000円を7,000円に改めるものでございます。第2号は、特定世帯における課税金額を規定しており、1世帯当たり4,500円を3,500円に改めるものでございます。第3号は、特定継続世帯における課税額を規定しており、1世帯当たり6,750円を5,250円に改めるものでございます。

第5条は、後期高齢者支援金分における所得割額の課税率を規定したもので、100分の1.9を100分の2.1に改めるものでございます。

第6条は、後期高齢者支援金分における被保険者均等割額の課税額を規定したもので、加入者1人当たり9,000円を1万円に改めるものでございます。

第7条は、介護納付金分における所得割額の課税率を規定したもので、100分の1.33を100分の1.77に改めるものでございます。

第8条は、介護納付金分における被保険者均等割額の課税金額を規定したもので、加入者1人当たり9,000円を1万2,000円に改めるものでございます。

第20条は、国民健康保険税の減額について、所得金額に応じて、それぞれ7割、5割、2割

の軽減及び最高限度額の内容を規定したものであります。

第1号は、この7割軽減の内容を規定したのですが、アで、医療給付費分における被保険者均等割額の軽減額1万4,700円を2万300円に改める内容でございます。イは、医療給付費分における世帯別平等割額の軽減額を規定したもので、一般世帯について6,300円を4,900円に改め、特定世帯については3,150円を2,450円に、特定継続世帯については4,725円を3,675円に改めるものでございます。ウは、後期高齢者支援金分における被保険者均等割額の軽減額6,300円を7,000円に改めるものでございます。エは、介護納付金分における被保険者均等割額の軽減額6,300円を8,400円に改めるものでございます。

第2号は、5割軽減の内容を規定したのですが、アで、医療給付費分における被保険者均等割額の軽減額1万500円を1万4,500円に改める内容でございます。イは、医療給付費分における世帯別平等割額の軽減額を規定したもので、一般世帯について4,500円を3,500円に改め、特定世帯については2,250円を1,750円に、特定継続世帯については3,375円を2,625円に改めるものでございます。ウは、後期高齢者支援金分における被保険者均等割額の軽減額4,500円を5,000円に改めるものでございます。エは、介護納付金分における被保険者均等割額の軽減額4,500円を6,000円に改めるものでございます。

第3号は、2割軽減の内容を規定したのですが、アで、医療給付費分における被保険者均等割額の軽減額4,200円を5,800円に改める内容でございます。イは、医療給付費分における世帯別平等割額の軽減額を規定したもので、一般世帯について1,800円を1,400円に改め、特定世帯については900円を700円に、特定継続世帯については1,350円を1,050円に改めるものでございます。ウは、後期高齢者支援金分における被保険者均等割額の軽減1,800円を2,000円に改めるものでございます。エは、介護納付金分における被保険者均等割額の軽減額1,800円を2,400円に改めるものでございます。

今回の改正では、第2項を新たに追加し、第1号で未就学児について、医療給付費分における被保険者均等割額を軽減世帯の区分に応じて、それぞれ5割軽減いたします。

また、第2号では同様に、未就学児について、後期高齢者支援金分における被保険者均等割額を軽減世帯の区分に応じて、それぞれ5割軽減いたします。

このほか、第2条、第12条、第22条、制定附則第1項から第13項につきましては、文言の整理等をいたしております。

最後に、改正条例の附則について説明を申し上げます。

第1項は、新条例の施行期日について規定したものであり、第2条等の文言整理等に係る改正は公布の日から、その他の改正につきましては、令和4年4月1日から施行としております。

第2項は、改正後における上里町国民健康保険税条例の経過措置について規定したものであ

り、この改正内容を令和4年度以後の国民健康保険税から適用するものでございます。

以上で、上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回の改正は、4方式から3方式になるということが1つと。また、医療分の所得割は変わりませんが、後期高齢者支援金分、介護納付金分の所得割が増えて、均等割については、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ともに上がるという、それと同時に、未就学児の均等割の軽減が入るという内容だと思います。

まず、1点聞きたいのは、未就学児は昨日の全協でお聞きしましたところ、1,441人上里町にいる未就学児の中の国保加入者の中では139人でしたよということでありましたけれども、18歳未満で見た場合、国保加入者に占める方たちは何人おられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 税務課長。

〔税務課長 須長正実君発言〕

○税務課長（須長正実君） ただいまの沓澤議員の質問に対しまして御説明申し上げます。

18歳以下の子どもの人数ということでございますけれども、正確には18歳未満の子どもについて数えたデータはございませんので、全体の18歳以下の子どもの数に対して、今の未就学児の139人という割合から計算をして弾き出した数字でございますけれども、およそ450人から460人程度ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回の改正に当たって様々な試算をいただいていると思うんですが、資産割がなくなるわけですので、もともと資産を持っていない方にとっては上がる一方、そして、資産があった方に対しては若干上がって下がる、プラマイしていくと、所得の少ない方にとっては減額になりますけれども、所得が高い方にとってはプラスマイナスしても上がる傾向ということになると思います。

今回の平均ではどのぐらいの上げ幅になるのかなというふうに思いますけれども、例えば単身世帯でありますと、所得43万円以下だと20.83%の上がり幅ですね。2人世帯だと、所得43万円以下は25.29%、4人世帯になりますと27.21%と大変厳しい上がり幅になっていると思います。

もちろん、この方たちは法定軽減がありますけれども、法定軽減があったとしても、負担感は非常に大きいのではないかなというふうに思うところなんですけれども、この、何というんでしょうか、今回の改正をすることによって、こうした世帯の納税というんでしょうか、納税したくてもできないような事態が生まれかねないのではないかなというふうに思いますけれども、その点はどのようにお考えなんですか。この所得世帯の現状と今後のことについてお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 税務課長。

〔税務課長 須長正実君発言〕

○税務課長（須長正実君） ただいまの沓澤議員の御質問に対しまして御説明申し上げます。

非常に低所得者の方ほど増加率が大きいというので、その方に対する納税の関係ですけれども、こちらにつきましては、取りあえず今回は県の標準税率を目標としまして上げていくということが最初でございます。これにつきましては、残り何回かに分けて、そこまで引き上げていきたいということで、運営協議会のほうでも確認をさせていただいているところでございますので、このスケジュールに従って今後も納付金が不足すれば上げていかざるを得ないのかなというふうに考えております。

御指摘のとおり、所得の低い方については非常に増加率が大きくなっておりますけれども、額とすれば、もともと所得が低いわけですから、年間のその税額アップ額にすれば非常に少ないわけですが、こちらにつきましては、収税係のほうで納税相談等を通して、どうしても納付が困難ということであれば、有効な納税緩和措置を使いまして、寄り添って対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） それではお聞きしたいんですけれども、本来、他の医療保険では所得割しかないですね、応益割というのではないと思います。

しかしながら、今回、上里町が選ぶことはできないですね。国の指導も強まっている、県の指導もある、そういう中で、均等割と所得割の2方式に近づけていこうということでもあります。

こういうふうにした場合に、国保加入者の方たちの、いわゆる国保税ですね、所得割に全て直したら一体何%になるのでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 税務課長。

〔税務課長 須長正実君発言〕

○税務課長（須長正実君） ただいまの沓澤議員の質問に対して御説明申し上げます。

全て所得割に直した場合という御質問でございますけれども、こちらについては想定しておりませんので、特に試算はいたしておりません。

ただ、一応均等割と所得割の割合というのは、50対50が望ましいということで言われておりますので、国保制度はちょっと互助制度的な内容もございますので、加入しているだけであっても幾らかは負担しなければならないということがありますので、50対50というふうに決められているところだと思います。

この基本は崩さずにいきたいというふうに考えておりますので、特に所得割に直した場合幾らになるのかということは、特に今のところ検討しておりません。

また、全て所得割ということにいたしますと、非常に経済変動に影響されますので、現実的にも今回のコロナのような影響で、非常に全体の所得が下がってしまうといった場合には、非常に国保、保険税も下がってしまいますので、そういったことは、そういった面からも所得割一本で行くということは、ちょっと考えにくいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質問はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 私が今所得割に全て直した場合をお尋ねしたのは、他の医療保険との比較がしやすいからお聞きしたことなんです。

それでは、観点を変えまして、今回改正することによって、応益割、応能割は何十対何十になるのでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 税務課長。

〔税務課長 須長正実君発言〕

○税務課長（須長正実君） ただいまの質問に対して御説明申し上げます。

全体ではちょっと出してないんですけども、医療分、後期支援分、介護分ということで、それぞれ算出いたしております。こちらにつきましては、医療分が49.59%に対して、応能分が49.59%に対して50.41%、すみません、ちょっと表現が間違っていたようで、応能割が49.59%、訂正いたします、すみません、見ているところが違っておりました。医療分の応能

割が50.34%、応益割が49.66%、後期支援分が52. 度々申し訳ございません。再度訂正をさせていただきます。医療分が50.59%、応益割が49.41%、後期支援分が52.93%、応益割が47.07%、介護分が49.40%、応益割が50.60%ということになっております。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 課長が今、他の医療保険の全てを所得割で徴収されていると思うんですけども、他の医療保険分について把握していただけますらお願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 税務課長。

〔税務課長 須長正実君発言〕

○税務課長（須長正実君） ただいまの質問の内容ですけれども、他の保険分というのは、あれですか、協会健保とか。

そちらについては、沓澤議員がおっしゃったとおり、所得割のみですので、特に応能割、応益割というのではないかと思うんですが、そういう意味ではないんでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 国保の所得割は6.3%、支援分だとか、納付金分、介護の納付金分と合わせると10.17になるわけなんですよ。他の医療保険ですと、事業主が半分負担するという形の中で、この所得割一本を比べても国保が低いほうに値するというふうに私は思っていないんです。その辺をどのように感じていますか。

○議長（猪岡 壽君） 税務課長。

〔税務課長 須長正実君発言〕

○税務課長（須長正実君） ほかの被用者保険に比べまして、確かに新聞等や資料で見ますと、国保税の所得に対する負担率というのは高くなっております。こちらにつきましては、先ほど被用者保険については事業主が半分負担するというお話がございましたが、国保につきましては、国や行政ですね、そのほか、他の保険などから多額の資金が投入されて、現在の負担額ということになっております。これにつきましては、ますます今国保加入者が減っており、非常に1人当たりの医療費が増えている状況でございますので、ますます負担額は上がっていくのかなというふうには考えております。

こちらにつきましては、加入者のその負担感を考えますと、非常に重いものがございまして、あらゆる機会を通じて国のほうへ要望をいたして、そういった公的援助を増やしていただくようお願いをしていくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議案第55号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

今回の改正の趣旨は、全世代型の社会保障制度を構築するための上位法の改正を受けての改正と国保制度が広域化された下で、国と県が要請する課税方式を2方式とした県内統一保険税に移行するための提案であると思います。

しかし、今回の提案の内容は、医療分、介護高齢者支援金分、介護納付金分を合わせた所得割合は9.53%から10.17%に上がり、均等割額は3万9,000円から5万1,000円へ1万2,000円も引き上がります。平等割は9,000円を7,000円に引き下げ、資産割はゼロとして、4方式から3方式に移行する内容になっているわけでありますけれども、国保加入世帯の影響について試算していただいた資料を見ると、今回の改正で引き下がるのは、資産を持っていた所得43万円以下の世帯のみであり、資産を持たない世帯では、低所得者世帯ほど負担率が高くなっています。

他の健康保険と比較しても、先ほど答弁いただいたように、所得割1つを取っても大変高いのが現状です。その上、さらに均等割、所得に関係なく負担をされる、このひどい制度であります応益割が引き上がることによって、さらに国保加入者の負担は過酷になっていくと想像できます。

国の指導で、一般会計からのその他の繰入れをやめるよう求められ、県内統一保険料を2027年と決められているに中で出された数字であることは理解できますが、国保運営審議会の答申をコロナ禍で1年遅らせてきたわけであります。現在もコロナ禍の影響は継続中です。圧倒的に低所得者が集中している国民被保険者の保険税であります。多くのところからの支援をいただいて運営している国保会計でありますけれども、病気になりがちな高齢者が、また、退職した後に入ってくる方が非常に多いことからして、医療費が引き上がることは当然であります。そうしたことからして、所得に占める負担感がこれほど重い社会保障制度というのは、社会保障制度が加入者を苦しめている、こういうことになるのではないかというふうに思います。

職員の御苦勞、特別会計を維持していかなければいけないという、そうした立場も非常に理解できるわけでありますけれども、あまりにも過酷過ぎるという点で賛成はできないという判

断をいたしました。

○議長（猪岡 壽君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第55号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 町長提出議案第56号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第9、町長提出議案第56号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第56号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、産科医療補償制度が見直され、令和4年1月1日から当該制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることを踏まえて公布された健康保険法施行令等の一部を改正する政令に準じ、出産育児一時金の支給額について所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、改正の概要でございますが、今回の改正は、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に係る掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられたことを受けた改正でございます。

出産育児一時金の支給については、通常出産育児一時金額に加算額を加えた額が総額として支給されることとなっており、この加算額については、産科医療補償制度に係る掛金と同額が支給されております。

今回、産科医療補償制度に係る掛金が引き下げられることとなりましたが、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の総額42万円を維持すべきとの考え方から、出産育児一時

金の額を引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

具体的には、第7条第1項に規定している上里町の国民健康保険の被保険者に係る出産育児一時金の支給額を40万4,000円から40万8,000円に改めるものでございます。

最後に、附則についてですが、第1項で施行期日を令和4年1月1日と定め、第2項で施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例によると定めるものでございます。

以上で、上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第56号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 町長提出議案第57号 上里町公民館設置及び管理条例の一部を改正する等の条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第10、町長提出議案第57号 上里町公民館設置及び管理条例の一部を改正する等の条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第57号 上里町公民館設置及び管理条例

の一部を改正する等の条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

上里町公共施設再配置・維持保全計画に基づき、上里町中央公民館の所在地を上里町総合文化センターへ移動し、上里町コミュニティセンターを廃止したいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、改正内容について御説明申し上げます。

まず、第1条で中央公民館の位置を改正いたします。

中央公民館は、現在コミュニティセンター内に位置しておりますが、上里町公共施設再配置・維持保全計画に基づき、令和4年4月1日に、総合文化センターへ機能移転を行い、住所を変更するものでございます。

続きまして、第2条は、上里町コミュニティセンターを廃止するものでございます。

上里町コミュニティセンターは、昭和54年に建築され42年が経過し、屋根や外壁に大きな劣化が見られます。同計画に基づき、総合文化センターに機能移転することになっておりますが、現在は中央公民館としての利用が主となっており、コミュニティセンターの町民の交流の場としての機能については、総合文化センターの設置目的にも含まれているため、中央公民館の移転とともにコミュニティセンターを廃止するものでございます。

最後に、附則につきましては、令和4年4月1日施行とさせていただくものでございます。

以上で、上里町公民館設置及び管理条例の一部を改正する等の条例について提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 移転することは分かっていたことなんですけれども、改めて公民館としての、貸し館としての部屋数だとか、あと総合文化センターとしての機能も持っているわけですので、1回にどのぐらいの利用団体が利用できるのか、ちょっとお尋ねしたいなというふうに思います。

○議長（猪岡 壽君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井憲寿君発言〕

○生涯学習課長（金井憲寿君） 沓澤議員の御質問の説明をさせていただきます。

中央公民館の現在の利用団体が48団体ございます。中央公民館が移転となることで、48団体を他の地域の地区館と、あとワープ、総合文化センターに振り分けをさせていただいたところでございます。1日の利用団体どのぐらい可能かということなんですけれども、その辺につきましては、8月のときに利用団体に説明をさせていただきまして、地区館に行かれる団体、それからワープで活動される団体等ありますので、1日にどのぐらい活動できるかというのは、その利用団体の規模によって変わりますので、今のところ各地区館とワープへ移転をされて活動されるというところですので、1日に何団体とか何部屋利用というのは、ちょっと今お答えできないんですけれども、申し訳ございません。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑等ございますか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 急で申し訳ないんですけれども、現在48団体利用されている中で、地区館に何団体移られて、引き続き移動するワープのほうを何団体が利用していくのか。

それと、ホール自体は大きいですから何人でも使えると思うんですけれども、1団体が練習とか行事に使えば、それだけ多くても少なくとも1団体の利用になってしまうと思うんですけれども、その各部屋、学習室等も含めて、どのぐらいの人数が入るスペースの部屋が何か所ぐらいあるんでしょうか、お願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井憲寿君発言〕

○生涯学習課長（金井憲寿君） 沓澤議員の御質問の説明をさせていただきます。

ワープ上里につきましては、まず、1階の会議室、これ30名の部屋です。それから2階の教養文化室が33名、2階研修会議室が15名、2階の工芸実習室が16名、それから1階の多目的ホールとなっております。

それから、賀美公民館につきましては、利用可能な部屋が、1階保健相談室が15名、1階調理室が20名、2階の読書室が20名、2階和室が10名、2階の集会室が30名でございます。

それから、七本木公民館につきましては、1階の娯楽室が20名、1階料理講習室が20名、1階和室が10名、2階大会議室が40名、2階の和室が30名、同じく2階の和室、2部屋あるんですが、これは2部屋を合わせて30名ということでございます。

振り分けに関しては以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございますか。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君）　ちょっと質問させていただきます。

中央公民館で利用していた団体48団体が地区公民館、それと総合文化センターのほうへ分かれて利用することになるということでもありますけれども、地区館には設置基準とか設備、それが整っている必要があるんですよね。だから、地区館はそのような設備整っていると思いますけれども、総合文化センターというのは、そういう設備とか施設、公民館の設置基準にちゃんと適合しているかどうか、そこら辺のところを質問させていただきます。

○議長（猪岡　壽君）　総合政策課長。

〔総合政策課長　豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君）　ただいまの植原議員の御質問に説明させていただきます。

社会教育法のお話かと思いますが、基本的には生涯学習課長も説明いたしましたとおり、基本的には総合文化センターの機能を中央公民館の利用団体さんにもお使いいただけるように開放させていただくという形になりますので、公民館と総合文化センターとの法的な整理というのは、こちら教育委員会とも調整をさせていただきたいと思いますので、基本的には今その中身については調整中ということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（猪岡　壽君）　8番植原育雄議員。

〔8番　植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君）　集約化される場合、社会教育法の設置基準ありますので、ただ単に中央公民館を総合文化センターへ移動させる、利用団体を移動させるということだけでは済まないと思うんですね。やはりその設置基準に合わせた公民館として利用できる、そういう施設に是非考えてやっていかないと、何でも移動させればいいやとか、そういうのでは困ると思うんですね。やはり適合した施設にしていかないと、生涯学習の拠点になるわけですから、そこら辺は十分考えてやっていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（猪岡　壽君）　生涯学習課長。

〔生涯学習課長　金井憲寿君発言〕

○生涯学習課長（金井憲寿君）　植原議員の御質問に対しまして説明をさせていただきます。

公民館に関しましては、地区館は今後機能移転等進んでいくわけですが、公民館としての今までの、これまでの機能をできるだけ維持できるような機能移転をさせていただきまして、生涯学習の火を消さないような形での移転をできるように検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに質疑はございますか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 今の説明というか、聞いていると、中央公民館を機能移転させるということで、生涯学習課長の話、説明ですと、七本木とか賀美公民館、地区館に幾つか振り分けられるようなことの説明があったと思うんですけども、これ先日の私の一般質問の中でも取り上げたんですけども、賀美、七本木というのは、結局耐震不足で安全性が担保されていない地区館なんですよ。にもかかわらず、そういった考えの下で、利用団体を移動させるというのは、ちょっと理にかなわないというか、町民をないがしろにしているというか、ちょっと言葉悪いかもしれませんが、そんなふうに感じてしまうんですね。ですけども、ほかにも地区館、神保原、東とあるわけですけども、そちらのほうは全然触れないでいるわけですよ。そういった観点から考えると、どうもその、先ほどの生涯学習課長の答弁の中身がちょっと理解できない面があるんですけども、その点について説明していただけますか。

○議長（猪岡 壽君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井憲寿君発言〕

○生涯学習課長（金井憲寿君） 齊藤議員の御質問に対しまして説明をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、賀美公民館、それから七本木公民館につきましては、耐震不足ですとか、若干の雨漏り等が発生している中、利用される方につきましては、御不便をかけながら利用していただかなくてはならないということに対しましては、大変申し訳なく思っております。定期的な安全点検等を実施することで修繕しなければならない箇所を把握はしておりますので、予防保全による適切なメンテナンス等を行うことによりまして、御利用いただく方の安全を確保しながら施設の機能維持を確保できるように対応させていただきますので、そのようなことで考えてございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございますか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） それと、今の件は本当に重々、何か事故があつてからでは大変なことになりますので、それは本当に肝に銘じて対応していただきたいというふうに考えます。

それから、この議案第57号の中で、公民館とはちょっとかけ離れるかもしれませんが、コミセンの設置及び管理条例というのはあるわけですけども、これを廃止すると。コミセンの今まで行ってきた事業、このことについては、どういうふうに今後考えていけばいいんでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 齊藤議員の質問に説明させていただきます。

コミセンが今まで担ってきたことが今度の移転、廃止ということでどうになってしまうのかという御質問かと思えます。

コミュニティセンターは、当初コミュニティの充実を行う拠点ということで設置されたものでございます。今回ワープ上里のほうに機能統合ということで、ワープ上里のほうにも実は住民の交流というコミュニティが設置目的の中に入っております。引き続きワープにおきまして、コミュニティは継続していけるのではないかと考えております。

現時点でコミュニティセンターの利用状況なんですけれども、ほぼほぼ中央公民館としての利用、あるいは目的外使用としての会社ですとか、そういったところが有料でお使いいただいているような状況でございますので、今回コミュニティ設置条例につきましては、本当にその館の部屋の使い方ですとか、そういった規定をしていたものでございますので、そちらの条例については廃止をさせていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございますか。

5 番仲井静子議員。

〔5 番 仲井静子君発言〕

○5 番（仲井静子君） 今コミュニティセンターのことを答えていただいたんですけれども、1 年置きに福祉大会をやっていますよね、社協が中心になって。それで、今まではコミセンを使ってやっていたわけなんですけれども、いろいろな団体が発表したり、やっていたわけなんですけれども、それが、じゃ今度はワープのほうへ移動するという事でよろしいのでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 仲井議員の質問に説明させていただきます。

先ほどの事業に関しまして、それ以外にもいろいろなことでコミセンを利用させていただいていた部分がございます。そういったことに関しましては、今度コミセンが使えなくなるということで、ほかのところを随時考えて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

7 番齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） ちょっと行ったり来たりで申し訳ないんですけれども、ワープは要す

るに機能移転する中央公民館ですが、まず、今の中央公民館の館長と事務員いると思うんですけども、このお二方の要するに在籍する場所というのはどこになるのか。

それと、ワープに機能移転した場合に、さっき同僚議員がちょっと質問したような気がするんですけども、貸し館ですね、今まで中央公民館を例えば地域のPTAが貸してくださいと言ったときに、申込みして、何月何日にということで貸し館業務をやっていたと思うんですけども、そういうふうな中央公民館機能としての要するに窓口というんですか、それを要するにどのような設置するのか。今あるワープの要するに事務室に同居というか、同じ部屋で事務的な業務をするのか。その辺、具体的にちょっと説明していただけますか。

○議長（猪岡 壽君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井憲寿君発言〕

○生涯学習課長（金井憲寿君） 齊藤議員の御質問の説明をさせていただきます。

中央公民館に館長が1名、職員3名、計4名職員で事務を執り行っております。ワープへ機能移転をする際には、職員の事務所はワープへ既存の事務所に入るという予定で今準備を進めております。利用団体の受付につきましても、そちらが事務所になりますので、そちらで受付をするような形になります。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑ございますか。

4 番飯塚賢治議員。

〔4 番 飯塚賢治君発言〕

○4 番（飯塚賢治君） 4 番飯塚です。

1つ教えていただきたいんですが、これだけ中央公民館とコミュニティセンターとワープという形でワープの中で、その機能を要するに持つということになるんですが、今まで例えば公民館法で利用できない団体に対して、コミュニティセンターもそこに入るといことになると、そこで、要するにコミュニティセンターとしての使い方、中央公民館としての使い方というのは、どういうふうに精査されるのでしょうか。どなたでも借りられるという対応を取っていただけるのでしょうか。

以上。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 飯塚議員の御質問に説明させていただきます。

今まで公民館利用団体ですとか、後はコミュニティの関係で一般の方が御利用になったりとか、そういった形でコミュニティセンターのほうを御利用いただいていたわけなんですけれど

も、今度ワープ上里のほうに移転しますと、ワープのほうが今度は文化会館と公民館の二枚看板という形になるかと思います。そこでは当然公民館の活動も行いますし、また、一般の方がそういった町民の交流を求めているらっしゃった場合には、そこで引き続き利用できるかと思います。

また、会議等で会社の方等が目的外使用ということで御利用になるときにはお金を支払って、そのワープの中でまた活動することも可能かと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 同僚議員から多くの質問が出ているところでありますけれども、中央公民館の機能、またコミュニティセンターの機能をワープ上里に統合していくのは、これは当然といえますか、皆さん共通な認識でおるかと思うんです。

そこで、先ほど同僚議員から現在の公民館の職員さんどうするんだという話で、総合文化センターの事務室のほうにお勤めになるということですね。既存の総合文化センターにおきましては、指定管理者制度を取っているわけですね。町長が理事長を務めている財団が指定管理、となりますと、コミセンのときは中央公民館で管理どうするんだといったときに、ちょっと記憶が定かではないんですけれども、町長部局と教育部局で公民館の職員が行くから教育委員会に委託したんですか、委任したんだったかな、ちょっとその辺記憶が定かでなくなってしまうんですが、さて、1つの館に現在総合文化センターの指定管理者制度、職員さん、常勤の職員がいる。そこに中央公民館の職員も入る。建物変わっていないわけですね、部屋も変わっていない、どうするのかということになると思うんですね。

当然のことながら、町の職員が行くならば、そもそも指定管理費要らないんでないという議論になって来るのかと思います。

一問一答ですよ。まず、そこまで伺います。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） ただいまの納谷議員の御質問に説明させていただきます。

御指摘の部分ですね、今後、やはり指定管理と教育委員会の部局が相部屋になるということの中で、当然将来像としては、組織の見直しというのも十分あり得る話かとは思いますが。組織といいましょうか、運営の仕方ですね、その部分については御指摘のとおり、議論の余地はあるかと思います。

しかしながら、現在、文化振興のために活躍いただいている文化振興協会のほうに指定管理ということで入っていただいております。供に後はワープの館そのものの自体の施設管理もお願いをしておるところでございます。ですので、今指定管理としてお願いしている事業としては御承知のとおり、施設管理及び文化振興事業ということで実施事業の展開を行っていただいております。基本的には、この考え方を当面は指定管理の御承諾をいただいた向こう3年間続けさせていただくということで御理解を賜ればと思います。

中央公民館の利用団体さんに対しての対応については、中央公民館のほうで対応していただくということで、すみ分けを考えておるところでございます。

もちろん、繰り返しになりますけれども、将来的にはそういった組織含めた運営方法の議論というのは、町のほうとしても十分検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 財団のほうには施設そのものの管理もということなんですが、そもそも公民館設置及び管理条例ですか、管理は教育委員会がやるわけですね。第3条、公民館の管理は、上里町教育委員会がこれを行うというわけですね。そこに館長を置いているわけですね。中央公民館は地区館との連絡調整、利用団体と連絡調整という部分も担っているというわけですね。公民館職員当然置かなければ中央公民館としての機能は果たされないだろうと思います。

とはいえ、何も変わっていないわけですね。その部分が追加されるだけ、今のワープ上里に職員が増えるとするならば、その部分があるわけなんですね。なので、当然将来的に見直さなければいけないのですが、じゃ現状をそっくりそこに入ればという部分でもなかなかないのかなと思います。

将来、当然こういう事務方は設置根拠とかをクリアしながらやっていかなければいけないと思うんですけれども、その辺まで詰めてから、これ出されてもよかったのかなと思うところもあります。指定管理の期日の問題もあると思いますが、これまでどおりコミュニティセンターを教育委員会が管理をしていたんだなと思うんですが、そういう形で取っていく、プラス文化振興の部分も、そこを担っていただくという形になると、より分かりやすいのかなと思うんですね。なので、もうちょっと精査されてから出されてもよかったのかなという気もするわけですが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） ただいまの納谷議員の御質問について説明させていただきます。

こちらの考え方といたしましては、指定管理の制度と、この公共施設再配置・維持保全計画、これを議員御指摘のとおり、それパラレルに進められれば、それは理想的な考え方だと思います。しかしながら、こちらの指定管理の再指定のほうを先に御議決いただきましたとおり、ここの部分について、ただ、しかしながら、令和4年度には計画どおりの遂行を求める上では、こうせざるを得なかったということでごさいます、大変貴重な御意見いただきましてありがとうございますというところでございますが、こちら今後の維持保全計画進めていく上での参考意見とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 今は、このコミセン、ワープ、公民館、それぞれの機能が1つになっていくというような感じであるわけですね。これ町のそもそもこういう利用目的のものがまとめられていくというのは、我が町だけではなくて、日本全国で今総合的に1つのところにセンターとかは集約をされているということが多く見受けられるわけですよ。そういった意味では、上里町も、こういった内容を整備して、いろいろ法令、規則、それから利用目的がそもそも違うところに集まっていくのは、整備をしていくことが大切だと思うんですよ。

これが整備されないでいくと、住民があくまでこれは住民の、町民のためにやるわけですよ。だから、町民が不自由にならない、不便にならない、使いづらくならない、そういうふうにならないようにしていくのが我々の役目だというふうに思うんですよ。これはもうそういう方向で、いずれいかなければならないということは皆さん知っているわけなんで、それはみんなで力を合わせて、町民が使いやすい、行きやすい、住みやすい、利用しやすいという環境をつくるのが我々の役目かなというふうに思うんで、総合政策課長にも維持管理の問題が出ていますけれども、そういう面で是非精査をしてもらって、今後いろいろな問題が出ないような対応をしていただきたいと思いますけれども、改めてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） 高橋勝利議員の御意見ですか、ありがとうございます。

こちらとしても、先ほど申し上げたように、再配置・維持保全計画のまずは計画的な履行をすることが、計画を御承認いただいたことへのまず第一義的な責務かなというふうに考えてお

ります。

あと、議員おっしゃるように、町民の方が使いやすい、また、そこをひいては住みやすい町ということは御指摘のとおりでございますので、当然、住民の方々のニーズと、また今後の、やはり公共施設ということで、長らく使っていただくため、将来世代にも使っていただけることを踏まえながら計画的に進めていくことが肝要かなというふうに考えております。

引き続き、こういった形で、やはり修繕箇所ですとか、そういったものの中で多々御意見賜る場面もあるのは事実でございます、そこを適切に、少しでもよりよい効率的・計画的な管理ができるように、各関係課とも連携しながら努めていければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

2 番高橋茂雄議員。

〔2 番 高橋茂雄君発言〕

○2 番（高橋茂雄君） 1 つだけお聞きしたいんですけれども、中央公民館、先ほどおっしゃってましたコミセンとかなくなって、そのときにはっきり目的外使用だったら有料だったけれども、今までワープずっと有料でしたよね、いろいろなところが使って。

それで、申し込むときに、ワープに行って灰色というか、目的外使用だとはっきり分からない、町民で住民票とかあったときには、その辺の灰色っぽいところの申込み方というのは、どのようにすみ分けするのでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 高橋茂雄議員の質問に説明させていただきます。

現在もワープ上里のほうで、そういった地域的なことで御利用いただくということであれば無料でお貸ししていると思いますので、それが継続されることと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第57号 上里町公民館設置及び管理条例の一部を改正する等の条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 町長提出議案第 58 号 上里町課設置条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第11、町長提出議案第58号 上里町課設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第58号 上里町課設置条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

現在、まち整備課が所管している業務を見直し、道路部門とまちづくり部門をそれぞれ強化するため、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、改正内容について御説明申し上げます。

まち整備課については、業務上の負担が激増してまいりましたので、より効率的な業務が行えるようまち整備課を分割し、新たに道路整備課とまちづくり推進課を組織するため、第1条を改正するものでございます。

附則につきましては、第1項で施行期日を定めており、令和4年4月1日より施行とさせていただきます。

また、課の構成が変更となりますことから、附則第2項において。上里町議会委員会条例第2条にあります総務経済常任委員会が所管するまち整備課を道路整備課とまちづくり推進課に改正するものでございます。

以上で、上里町課設置条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） これについては、これで分かりやすくなるかなと思うんですよ。今まで町の役場のフロントというのは、何が何課というのが、行ってみないとよく分からない。ですから、やっぱり表示を今度はこういうふうになるとすれば、しっかりここからこっちが道路、こちらがまちづくり推進課というようなことでちゃんとやっていく必要があると思うんです。ただ、課を分けましたよというだけではなくて、利用者の方もどこへどっちへ、そこへ行ってみてこっちなんていう話が出て、我々もまち整備課はよく行きますけれども、それこっちというふうになるんで、はっきりここは道路、こっちはこうというふうに、やっぱり表示をして対応、だから机も、何か知らないけれども、みんな一緒くたにいるような感じに見えてしまうんで、その辺のところをちょっと担当課のほうにお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 高橋勝利議員の御質問に説明させていただきます。

現時点でいろいろ課名から仕事の内容が分からないですとか、役場内の表示、あるいはこの機の配置、そういったことをしっかりやったほうがいいのではないかという御提案いただきました。ありがとうございます。

なかなか手狭なところで、きれいにうまく分かれなかったりする部分もございますけれども、そういったことで努力させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 新しく新設されているか、分けて新しく2つの課ができるわけですが、名前から連想しやすいなと思います。道路整備課のほうは道路に特化した課になるんだろうということですので、それ以外の部分、都市計画といいますか、都市計画ですか、その辺であるだとか、公営住宅であるだとか、公園ですか、そういった管理の部分がまちづくり推進課になってくるのかなと思います。

それでなんですが、道路整備ということで道路に特化するのはいいですが、町には昭和49年に都市計画決定をされた都市計画道路がありまして、まだ多く部分が未整備であります。以前、まち整備課になる前の建設課と都市計画課かな、その後都市整備課かな、名前変わったかと思うんですが、そのときによくあったのが、私が議員に成り立てのときに、例えば三田中通りの問題ですね、あそこが大変状況悪くて、いつも行くと、建設課に行くと、向こう、よく都市計画の隣、あっちですと言われたりしたわけですね。道路かと思って行くと、道路なんだけれども都市計画道路なんで都市計画課だよというようなことがございました。

そうなりますと、この道路整備課、これからは係が事務分掌とかいろいろ考えられているんだと思います。町長部局の課の設置だけが条例ですから、その辺は今回ここでしか分からないところなんです、先ほど申し上げましたとおり、昭和49年に都市計画決定されて、それ以降も一部あったかな、あったですかね、たしか。現道の北の延伸だとか、その辺の部分の都市計画道路に該当する部分の道路については、どちらの所管にするお考えなのかお伺いしたいと思います。

道路整備課というか、そうやっていくならばイメージ的にはこちらだと思いますし、まち整備、まちづくり推進ということで、都市計画という観点で行けば後者のほうになるのかなと思うんですけども、そうすると、また、先ほど同僚議員がおっしゃったように、分かりづらいうみ分けになってしまうのかなと思うんですね。現時点でどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 納谷議員の御質問に説明させていただきます。

今回、このように課を分けたとしても、その都市計画道路についてはどちらが担当するのかとか、その辺がやっぱり分かりにくいところなのかなとは考えております。

また、その内容に関しては、よく事務分掌について精査してまいりたいと考えておりますが、また、あと係名等についても、併せてその辺をよく精査して、住民の方にも分かりやすいような形を取り、また必要に応じて各課間の連携も密に行えるような体制を取ってまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

7 番齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） この考えについては別に反対するものではありませんが、具体的に、今あるまち整備課、課長以下職員がいるわけですけども、単純に、これを2つ、道路整備課とまちづくり推進課に課制を引いたときに、当然課長は1人増えることだと思うんですよ。そこは明確だと思うんですね。

ただ、その下にいる職員は、今のまち整備課にいる職員を単純に半分に割ったような考え方でいいのか。それとも、職員を増やすのか、会計年度任用職員でも何でもいいんですけども、今の体制でいくのかどうかお伺いします。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 齊藤議員の質問に説明させていただきます。

課を2つに分けて、その後、じゃ職員のほうはどうなるのかという御質問かと思います。

今回、単純に課を分けようというだけではなくて、やはりこのまち整備課、現在持っている業務に関しまして、非常にボリュームが増加してございます。そういった意味で組織の見直しを行いたいということで、それぞれ2つの課に分けて、それぞれの内容を充実させたいと考えております。

職員数等については、役場全体を見直す中での検討となりますので、ここでは正確には申し上げられませんが、より強力な体制がつかれるように努力してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第58号 上里町課設置条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は10時35分からとします。

午前10時25分休憩

午前10時37分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

◎日程第12 町長提出議案第59号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第12、町長提出議案第59号 上里町職員の勤務時間、休日及び休

暇に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第59号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、人事院規則の改正及び男女雇用機会均等法に規定されている妊娠中・出産後の女性職員の健康管理に関して、事業主が構すべき措置を踏まえ、特別休暇を新たに設けるため、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、改正の概要ですが、本年8月10日、人事院より公務員の人事管理に関する報告が行われ、この中で、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援が課題として掲げられました。これを受けて、人事院規則において、不妊治療のための休暇を令和4年1月1日より追加する改正を行うこととなったため、これに伴い、町職員にも同様の休暇を新たに設けるため、改正を行うものでございます。

また、男女雇用機会均等法第13条に規定されている妊娠中・出産後の女性職員の健康管理に関して、事業主が講ずべき措置に基づき、町職員に妊娠中の休息、補食のための休暇及びつわり等の妊娠障害に係る休暇を新たに設けるため、改正を行うものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第14条は、職員の特別休暇について定めた規定となっており、第2項において、特別休暇の事由及び事由ごとの休暇の期間を定めております。

今回の改正は、第14条第2項中、第5号の2として、妊娠中の休息、補食のための休暇を、第5号の3として、つわり等の妊娠障害に係る休暇を、第5号の4として、不妊治療のための休暇をそれぞれ追加するものです。休暇の期間は、妊娠中の休息、補食のための休暇については、その都度必要と認められる時間、つわり等の妊娠障害に係る休暇については、14日の範囲内において必要な期間、不妊治療のための休暇については、原則5日、町規則で定める治療に該当する場合は、10日の範囲内で必要な期間と定めます。妊娠中の休息、補食のための休暇については、休暇の単位を1時間または1分とするため、第3項を新しく加えます。

また、第3項の追加により、現行の第3項から第5項までが新たに第4項から第6項となり、つわり等の妊娠障害に係る休暇及び不妊治療のための休暇については、休暇の単位を1日、1時間または1分とするため、この新たな第4項に第5号の3及び第5号の4を加え、併せて新たな第5項、第6項において文言整理を行うものでございます。

最後に、施行期日については、令和4年1月1日から施行すると定めるものでございます。

以上で、上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいまの説明ですが、妊娠中、出産後の女性職員の健康管理が無理なく仕事を続けられる体制が整っていくということで、非常にいいことだなというふうに思うわけなんですけれども、1日の場合は自宅で過ごしますけれども、時間や何分、1分、5分とか、そういう単位で取得する場合におきまして、休息場所としては確保が整っているんでしょうかお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

ものによって時間、分という休暇の取り方もあるんですけれども、例えばですけれども、健康保持に影響があると認められる適宜休息というところで、終わり間際の時間であれば、そのまま御自宅に帰ることも可能かなと思っています。

また、役場内におきましては、リフレッシュルームとか、あとベッドの置いてある保健室がございますので、そちらでお休みいただくことを想定してございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第59号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第 13 町長提出議案第 60 号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第13、町長提出議案第60号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第60号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

上里町水道料金等審議会の答申を踏まえ、今後の水道施設の更新需要の財源確保及び健全な事業継続のための水道料金の改定及び大口使用者との個別需給給水制度の創設等について、所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

次に、改正内容について御説明申し上げます。

当町の水道事業が今後も安定して継続的な事業を実施するためには、老朽化した管路等の更新が不可欠となります。また、将来の人口減少に伴う料金収入の推移も考慮して、必要な財源を確保するためには、定期的な料金の見直しが必要となります。

令和元年度にアセットマネジメントを実施したところ、必要な投資を賄う財源の確保が必要であるという結論となり、令和2年度に上里町水道料金等審議会を開催いたしました。同審議会からは、料金の算定には総括原価方式を採用し、約39%の改定率として審議を重ね、約20%の改定率の答申をいただきました。同審議会の答申内容を踏まえ算定した料金は、第26条第1号の表のとおりでございます。

続いて、新たに設けます第26条の2について御説明申し上げます。

本条の趣旨は、浄水場施設の余剰能力を有効活用するため、大口水道利用者と個別に給水契約を締結し、使用水量の増加を促す個別需給給水制度を創設するものでございます。また、併せて、その他文言整理を行っております。

附則においては、施行期日を定めており、令和4年10月1日から施行するものでございます。

以上で、上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいまの説明で、水道料金改定審議会のほうでは、39%の値上げで試算をしていた中で、20%の答申が出されたということでもありますけれども、よく見ますと、13ミリメートルの口径ですね、ところでは34.2%、ならずと20%ということだと思うんですけれども、かなり上げ幅に差が出ているなというふうに見受けられるところなんです。

そこで、口径ごとに加入件数と全体の加入件数に占める割合を教えてくださいというふうに思います。

○議長（猪岡 壽君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 根岸利夫君発言〕

○上下水道課長（根岸利夫君） ただいまの沓澤議員の御質問に説明申し上げます。

口径別の加入件数という御質問かと思われまして、口径別の加入件数につきましては、13ミリが、現在の調定件数ということで御理解いただければと思うんですが、1万388件、20ミリが2,355件、25ミリが82件、30ミリが34件、40ミリが40件、50ミリが24件、75ミリが5件、100ミリはございません。150ミリが1件となっております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 昨日の全員協議会で滞納している方々の人数をお聞きしたところで、すけれども、かなり多くの方が該当されているようであります。

そこでお聞きしたいんですけれども、水道事業給水条例第33条の料金、手数料等の軽減または免除というのがありますけれども、管理者は公営上、その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減または免除することができる。これに該当している件数は、直近何件ぐらいあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 根岸利夫君発言〕

○上下水道課長（根岸利夫君） 沓澤議員の御質問に説明申し上げます。

こちらの33条に適合している免除等々のお客様はおられません。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 前日の全員協議会で、いわゆる停止予告を出されている世帯が非常に多いわけなんですけれども、繰り返し停水予告を出されている世帯に対して、こういう制度があることを周知したり相談したりという体制は取られているのでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 根岸利夫君発言〕

○上下水道課長（根岸利夫君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

あと、すみません、訂正を1つ、申し訳ございません。こちらの免除のほう、漏水減免のほうについては、これに基づいて漏水の減免は行っております。申し訳ございません、訂正させていただきます。

また、先ほどの御質問の滞納されている方に対しましては、当然お支払いが困難な方のために滞納でございますので、水道料金については強制執行権はございません。それやるには裁判所に申立てしないと駄目ですので、今、現在そういったお客様におかれましては、分納誓約、数回に分けて納めていただくような形での誓約をしていただいて、毎月少しでも納めていただくと、そういった形での分納誓約を結ばせていただいております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございますか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 漏水減免は別の条約のほうできちとうたって、当然そのとおりに実施していると思うんですけれども、この滞納していて、相談をして、かなり困難な方に対して分納、分納をしていっても、いわゆる次々に水をなしで生活できないわけですから、滞納、たまっていくと思うんですね。そのためにこの33条があるんだと思うんですけれども、この33条について、具体的に所得がこのぐらいであれば、何分の1の減免ができるだとか、免除の対象になりますよということをきっちりと示すとか、条例の中にうたわなくても、そういうことで内規で決めて住民にお知らせするとか、そうした考えはないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 根岸利夫君発言〕

○上下水道課長（根岸利夫君） 沓澤議員の御質問に説明申し上げます。

水道料金につきましては、給水、いわゆる給水契約に基づく私債権の契約でございます。それを使用料として、水道料金として頂戴をさせていただいているところでございますけれども、それについての基本的に御使用していただいたものについての特別な減免ということは考えておりません。

また、先ほど申し上げましたとおり、お支払いが困難な方につきましては、いきなり止めるのではなく、停水予告等を発送させていただいて、当然お支払いがいただけないということであれば、先ほどお話しいたしましたとおり、分納、もしくは何か月後かに、必ずお約束をさせていただいて、いつお支払いができるということでお約束をさせていただいて、停水のほうはしないといった措置を行っております。御理解のほどお願いいたします。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいまの課長の答弁ですと、この第33条からちょっとずれているんですね。これできる規定なんですよ。軽減または免除することができる。なのに、契約に基づいて使用しているので、使用料なので減免は考えていないというふうにおっしゃったと思うんですね。ちょっとそれ条例からずれているんじゃないかと思えますけれども、どうなんでしょう。

○議長（猪岡 壽君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 根岸利夫君発言〕

○上下水道課長（根岸利夫君） ただいまの沓澤議員の質問に御説明申し上げます。

水道事業としましては、やはり当然使用していただいた料金に対して、お支払いしていただくというのが大原則でございます。それについて、これで言いますと、公益上、その他特別の事由があるときとは言うておりますけれども、基本的にはどこの事業体も使用したもののについての免除というものは行っていないかと思われま、私が知る限りではです。

ですので、上里町においても、御使用していただいた分についての免除というものは考えておりません。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議案第60号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

今回の改正は、全国的にも問題になっており、上里町においても、長年の課題であった老朽化した水道施設や水道管の更新計画に基づいて必要な財源を確保するために試算した結果、導き出された水道料金の引上げ提案であると思います。

水道事業が将来にわたって安全・安心かつ安定して水を供給していくためには、計画的な施設や老朽管の布設替えを実施して、頻繁に起きている漏水の改善を図ることの必要性は十分理解しているつもりであります。

また、公営企業は、独立採算制が求められていることも承知しています。しかし、一日も欠くことのできない水の提供は、住民福祉の観点からも重視する必要があると思います。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない下で、住民の所得は減少傾向が続いています。町もこの間2度にわたり、合わせて10か月間、水道の基本料の減免の支援を行ってきたところだと思います。

上里町の現在の水道料金は、県内でも9番目に安い自治体になっていますが、今回の改定を行うと、33番目となるとのことです。上里町町民の1人当たりの所得平均は、県内でも常に60位程度を行き来する低い位置にあります。絶対必要な水道料金の値上げは住民にとって大きな負担となります。とりわけ、先ほどお聞きしましたように、圧倒的多数の一般家庭においては、13ミリメートルないしは20ミリメートルの口径を使っているわけでありますので、平均して20%の値上げと言われますけれども、住民にとっては34.2%の値上げということになるかと思っています。

水道事業を維持していくために財源の確保は必要なことだというふうに思いますけれども、この全国的にも水道会計が困難になっている大きな要因は、インフラ整備である水道事業に国の補助金が入っていない、ここに大きな原因があるというふうに思います。

そうした中で、この会計を維持するために、また施設を健全に維持していくために、住民に水道料金の値上げをお願いせざるを得ないという判断に至ったのではないかというふうに思いますけれども、先ほど質疑いたしましたように、そうはいっても、生活が困窮していて払いたくても払えない、そうした方々に対して、第33条の減免または免除を受けやすく整備する、こうしたことが先ではないかというふうに思います。

また、コロナの収束が見通せない下で、令和4年10月からという改定でありますけれども、

その状況を見定めていくことも必要ではないかなというふうに考えておまして、今回の値上げには反対としたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） ほかに討論はございませんか。

7 番齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） 議案第60号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

水道料金については、コロナ禍ということで減免を町のほうはその対策を取ってきました。そして、この改定も1年先送りということで、1年先延ばしということになっております。全国的な水道料金を比較してみると、全国で千七百幾つの自治体があるわけですが、高いところは月に5,000円程度、一番安いところで八百何十円かというふうな自治体もあります。

上里町では、じゃどうかというと、基本料金10立米で、今の基本料金が820円、それに、2か月に一遍の請求ですから1,640円は、決して高い水道料金ではないというふうに考えるわけです。全国的に見ても、真ん中から下に位置するのかなというふうに理解しています。

それにおいて、当時の水道組合からの歴史を見ると、かなりの老朽管、施設の老朽化等が考えられるわけです。これらを放置しておくと、やっぱり安定した水の供給、町民に対する水の供給ができない、できかねないというふうに考えるわけです。

よって、今回の料金改定は当然、この20%という利率でありますけれども、行ふべきということで賛成いたします。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第60号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 町長提出議案第61号 上里町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第14、町長提出議案第61号 上里町下水道条例の一部を改正する

条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第61号 上里町下水道条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律に基づく下水道法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

次に、改正内容について御説明申し上げます。

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行により、下水道事業計画の記載事項として計画降雨を追加することとなり、下水道法第6条第3号が新たに規定されました。これに伴い、既存の引用条文について条ずれが生ずるため、引用箇所を改正するものでございます。

以上で、提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第61号 上里町下水道条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 町長提出議案第62号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 について

○議長（猪岡 壽君） 日程第15、町長提出議案第62号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第62号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、特定教育及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

次に、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、改正の概要でございますが、特定教育及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行により、保育所等を利用する保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減等を図る観点から、保護者等への説明等のうち、書面等で行うもの及び書面等で行うことが想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨及び当該事業者等における書面等の作成、保存等について、電磁的方法による対応も可能である旨が規定され、デジタル化の推進に伴う包括的な電磁的方法の対応が可能となりました。

続きまして、改正条文について御説明申し上げます。

最初に、目次において、第3章第3節の次に、第4章雑則を加えます。

次に、本則の改正ですが、まず、第5条第2項から第6項までは、特定教育・保育施設の利用申出関係において、電磁的方法による対応が可能という限定的な規定となっているため、削除いたします。

第38条第1項については、第42条の次に第1項を加え、「、名称」を「及び名称」に改めることにより、文言整理を行うものでございます。

第38条第2項については、特定地域型保育施設の利用申出関係において、電磁的方法による対応が可能という限定的な規定となっているため、削除するものでございます。

第42条第1項第3号については、この号及び第4項第1号に改め、また、同条第4項中「次

の」の次に「各号の」を加えることにより、文言整理を行うものでございます。

新たに追加する第4章雑則についてですが、こちらは第53条のみの章となっております。第53条は電磁的記録等について規定するもので、本条例において、書面等により行うことと規定されているものについては、電磁的方法による対応が可能となるという包括的な規定となっております。先ほど御説明いたしました第5条第2項から第6項及び第38条第2項の限定的な規定を削除した上で追加される規定となります。

最後に、附則でございますが、施行期日について規定しておりまして、公布の日より施行するものでございます。

以上で、上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第62号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 町長提出議案第63号 上里町森林環境譲与税基金条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第16、町長提出議案第63号 上里町森林環境譲与税基金条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第63号 上里町森林環境譲与税基金条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、森林の環境整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、上里町森林環境譲与税基金を設置したいので、本案を提出するものでございます。

次に、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、概要でございます。

森林環境譲与税は、令和元年度から開始された制度でございます。制度開始年度は、空の杜保育園で使用する机や椅子などの木製備品に、令和2年度は長久保公園の木製遊具に、令和3年度からは出産祝品として、木製食器と椅子の購入費に、それぞれ譲与税の充当を行っております。現在、該当事業に満額充当できておりますが、今後、譲与税の増額も見込まれますことから、大きな事業への活用も視野に入れ、木造公共施設の建設費や木製備品の購入など、木材利用の促進や普及啓発等を目的とした新たな基金を設置するものでございます。

次に、条文の内容についてでございますが、初めに、第1条では設置の目的について定め、森林の環境整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てることを目的とするとともに、基金の名称を上里町森林環境譲与税基金としております。

第2条では積立てについて定め、毎年度基金として積み立てる額は、上里町一般会計歳入歳出予算の定めるところによるとしております。

第3条では管理について定め、第1項において、基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管するものとし、第2項においては、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるとしております。

第4条では運用益金の処理について定め、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上した上で基金に編入するものとしております。

第5条では繰替運用について定め、財政上必要があると認める場合には、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができるものとしております。

第6条では処分について定め、第1条において定める森林の環境整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができるものとしております。

第7条では委任について定め、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとしております。

最後に、附則については、施行期日を定めており、公布の日から施行するものとしております。

以上で、上里町森林環境譲与税基金条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） この譲与税は、森林のあまりない自治体、上里町みたいな自治体においては、森林整備を支える木材利用等の取組、または山間部の水源の森づくりを協働で行うなどに使用していくということになっていると思います。上里町は、この森林のあまりない自治体に属するわけで、令和元年から譲与税が先行して、森林環境税は、この後、東日本大震災支援の特別税が2003年に終わりますので、その後から発生するわけなんですけれども、割合的にも今のところ金額も抑えられてきましたけれども、最終的には全体で60億の規模になっていて、県と市町村の割合的にも、今は比重が県のほうにも若干いっていますけれども、9対1で市町村のほうに来るということを考えますと、先ほど説明いただいたように、うんと増えていく方向に向かっていくのかなというふうに思います。

そうした場合に、今までのような少ない額で使い切るということは、やっぱり不可能なのかなというふうに思います。一定の金額を基金としてためて、それを例えば公共施設で、ぬくもりのある木材を中心とした施設を造るとか、そういったときに使用していくという考えに向かっていくという解釈でいいのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） ただいまの沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

一部御質問の内容をちょっと補足させていただきたいと思います。

まず、御質問の中にありました今後の見込みの額の部分ですね、現状で申し上げますと、国全体で400億円の額になっております。これは令和3年度時点でございます。国が示しているシミュレーションといいましょうか、想定でございますので、これは今後変動する可能性は十分ございますけれども、資料に基づきますと、その先、令和4、5で500億円規模、森林環境税の徴収が始まります令和6年度以降は600億円ということになっております。

議員おっしゃられたように、市町村と県の割合ですね、現状で申し上げますと、令和3年度時点で85対15になっております。その次、令和4年度と令和5年度につきましては、その比率が88対12に上がります。最終的に令和6年度以降は、議員おっしゃられたように、90対10ということになります。

この譲与税の考え方ですね、議員おっしゃられたように、この法律の趣旨から今回この設置目的も定めさせていただいております。森林の環境整備及びその促進に関する施策ということで、具体例として、先ほど副町長での提案説明でもございましたように、木材を使った公共施設ということもありますし、一部、例えば公共施設の施設、その機能を木質化すること、そういった先行自治体さんはやられていらっしゃいます。後は木製の備品を導入するとか、そういった様々な事例があるわけでございます。

今の時点で、直ちに公共施設木材化ということで、その部分については、個別施策としては決定しておりませんが、先行自治体さんの事例なども研究させていただきながら、どのような活用方法が望ましいのかというふうに考えていければなと思っております。

しかしながら、額としては大幅に伸びるのかなというところは、こちら、今申し上げたように、国のほうとしては400、500億、600億と漸増していくわけでございますけれども、400から最終的に600億ということでございますので、ただ、上里町のほうに配分されてくる額が、いわゆる私有林人工林面積と、あと林業の就業者数、あと人口割と、それぞれございまして、今の時点で300万円を予算化させていただいておりますけれども、こちらの課の想定といたしましては、微増にとどまるのかなというところではございます。

しかし、額が大幅に伸びるようなことがあれば、議員おっしゃられたような、さらなる活用方法というのは研究していく必要があるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先ほどの私の質問の中で、単位を間違えて60億と、600億で、ありがとうございます。訂正いただきました。

それで、今は譲与税が先行していますけれども、今後森林環境税、住民にとっては東日本大震災の支援のための税金が切り替わるということではありますけれども、これも住民税に占める均等割、所得に関係ない、関わらずに1,000円ということが引き続き継続していくという意味では、大変重大なことだというふうに思っています。

そこから配分される。先ほど課長言われたように、私有林人工林が10分の5で多数を占めていて、あと林業就業者数も10分の2、人口割が10分の3ということで、上里はほぼこの部分が頂けるのかなというふうに思っているところなんですけれども、使い道とすれば、やはり住民の血税を基金として積んで、いかに有効に使っていこうかという、環境林業を守って、地球温暖化も守っていくとか、背景には様々な目的があるわけですが、住民にとってみれば、

それをいかに有効にということが一番大事になってくるかなというふうに思います。

様々な使い道、ごく一部であっても木製に切り替えるとか、今回お祝金で温かい、ぬくもりのある椅子、すてきな椅子ですね。そういうものをプレゼントしていただいたという、こういうふうに使っていただいているわけなんですけれども、この基金がやっぱり有効に使われるように使い道というんでしょうか、住民の声を聞いて使っていただけるような形で考えているかどうかについてお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） ただいまの沓澤議員の御質問について御説明させていただきます。

繰り返しになりますけれども、議員もおっしゃられているように、ただいまの財源の活用方法としては、出産祝品ということで活用させていただいております。額のほうもこちらのシミュレーションで微増かなというふうには考えておりますけれども、今のところ、こちらもその出産祝品として使わせていただいているところではございますけれども、今後のその活用用途については、様々な御意見いただきながら検討していく必要は十分あるのかなということで、御意見として承らせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第63号 上里町森林環境譲与税基金条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 町長提出議案第64号 上里町公の施設の指定管理者の指定について

○議長（猪岡 壽君） 日程第17、町長提出議案第64号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第64号 上里町公の施設の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、上里町立図書館及び上里町立郷土資料館について指定管理者による管理を実施するため、指定管理者を指定したいので、本案を提出するものでございます。

続いて、議案の概要及び内容について御説明申し上げます。

現在、上里町立図書館及び展示等を除く郷土資料館については、平成29年4月1日より5年間を指定期間として指定管理者による運営を行っているところでございます。新たに令和4年4月1日より令和7年3月31日まで指定管理者による管理を行うため、上里町公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例第2条により公募を行い、申請のあった団体について、同第4条により選定したものでございます。

選定におきましては、上里町指定管理者候補者選定委員会に付議しました結果、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が指定管理者の候補として選定されたものでございます。代表者は同社北関東支店、支店長、小林博、所在地は埼玉県さいたま市大宮区土手町2-15-1、小島MNビルでございます。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定を行いたいので付議するものでございます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 昨日の全協でもたくさんの質問があったわけなんですけれども、今回の新たな期限が切れて指定管理をするに当たって、公立・公設に戻す議論というのはされなかったのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井憲寿君発言〕

○生涯学習課長（金井憲寿君） 沓澤議員の御質問の説明をさせていただきます。

今回の指定管理の更新につきましては、特に今まで、かつてやっていた町独自の、直営での図書館の運営というのは考えておりませんでした。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質問はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 指定管理になって8年になるわけなんですけれども、指定管理になって一番大きく変わった点というのは何だったんでしょうか。一番評価できる点、また、若干デメリットになっている部分、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井憲寿君発言〕

○生涯学習課長（金井憲寿君） 沓澤議員の御質問の説明をさせていただきます。

指定管理を行うことによりまして、民間の考える事業と新規の事業、今まで前に町でやっていた事業にも催しというか、企画等は増えております。読み聞かせ等の小学校への連携ですとか、その辺も増えておりまして、その辺に関しては、事業は増えておりますので、よかった点かなというふうに考えています。

デメリットでございますが、私個人的に思うには、図書館で何かトラブルがあった場合に、職員は在中しておりませんから、その辺の時間のロスがかかってしまうということもあります。あと指定管理で行っている都合上、何か修繕等をする場合には、これはメリットというか、ちょっとした修繕等につきましては、図書館のほうで、指定管理者のほうで行いますので、早急な対応が取れるというところがよかったんですけれども、それ以上の大きい工事になりますと、町のほうの工事になりますので、ちょっと入札を、指名委員会ですとか、その辺で時間がかかってしまうことがあると思われま

す。メリットといたしますと、町でやっていたときよりも民間のノウハウ等を取り入れてやれる事業が増えたのかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質問はございますか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） メリットの部分で、新しい企画が増えたということでもありますけれども、そういう、直営ですとやっていたときにも、いろいろな企画を取り入れていただきま

して、年度、年度で1つずつ着実にというんでしょうか、いろいろなものが増えてきていたと思います。それが継続されて直営になったら、あのまま同じ姿ではなかったというふうに思うんですね。ノウハウということもありますけれども、常に研修をすることで高めていくということはあるというふうに思います。

ですので、直営でなければできないことなのかどうか。指定管理でなければできないことなのかどうか。その辺で指定管理だからこそできたということは何かあるんでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井憲寿君発言〕

○生涯学習課長（金井憲寿君） 沓澤議員の御質問の説明をさせていただきます。

直営でやっていたときには、専門的な知識を持った人間というのが少なかったかと思われます。指定管理にすることによりまして、図書館に対する専門的な知識を持った職員が配置されますので、昨日も全員協議会でお話がされました司書のレファレンスサービスとか、その辺が充実してきているのかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございますか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 直営のときには、確かに正規職員の司書の人数は少なかったと思いますけれども、あのときは会計任用職員ではなかったもので、臨時の方というふうな言い方をさせていただきますけれども、そうしたところでは司書の方がしっかりと配置されていました。そして、上里町のあの当時の図書館のサービスというのは児玉郡でも結構評価されていて、私は上里町の図書館すごく利用しやすいと、親切で、不足の資料を取り寄せて、電話で入っていますからというふうに言っていて、すごく助かるという評価をいただいているんですね。

ですので、それであるならば、今回はたまたま最初から今年度まで指定管理を受けたところにおきましては、団体さんにおきましては、職員に対する司書の割合が非常に高く配置されていましたけれども、今度指定をしようとしているところに関しては、司書の数、その専門性を大事にすると言うならば、その司書の数的にも見劣りするということになると思いますね。

ですので、そこを除いて本当に指定管理であって、直営よりも優れているということは何かあるんでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井憲寿君発言〕

○生涯学習課長（金井憲寿君） 沓澤議員の御質問の説明をさせていただきます。

指定管理をすることによりまして、現在管理を行っている図書館流通センターにおきましては全国展開をされている業者ですので、いろいろなところのよい点、いろいろな改善しなければならない点もございますけれども、いろいろな情報を持っておりますので、経営につきましては、改善してよりよいサービスが提供できたのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

7 番 齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） 今、指定管理者になっている T R C なのですが、昨日の全協でも説明というか、質問等もあったんですが、平成26年からこの制度、指定管理者制度に移行したわけですけれども、当時の、それ以前が直営なわけですけれども、直営から指定管理者制度に移行したときに、当時、先ほどの同僚議員が質問していた中にも、当時はパートとか臨時職員が採用されて携わっていたわけですが、T R C、その指定管理者制度に移行しても、継続して臨時職員を採用するということでスタートしたわけですが、私の知るところでは、何年かのうちにほとんど辞めたというか、辞めさせられたというか、なような記憶がございます。

それで、先ほども司書の問題も出ているんですけれども、最低2人以上という説明が昨日もあったんですが、この件についても、今現在は7名でしたか、9名でしたか、いるわけですね。そういったことを総合的に考えると、費用の面に関しても、来年度シダックスですか、ですと、年間の経費が大体5,115万ほど、今現在が大体6,000万、約6,000万、1,000万ぐらい年間でこういった何というのかな、経費が削減というか、落ちるわけですね。

そうすると、司書の数も少なくなる、年間経費も少なくなる、そうすると、町民に対するサービスというのは、どうも維持されないんじゃないかというところが危惧されるんですけれども、その辺、どうしたってそれだけの経費でやりくりするとなると、今現在は約、さっき言ったように6,000万ぐらいの経費なんですけれども、その司書をじゃ少なくしたからと、それだけの1,000万、単純にですよ、そういうふうな計算にはならないと思うんですね。どこかで切り詰めてサービスの低下が懸念されるわけなんですけれども、その辺はシミュレーションというか、生涯学習というか、町全体で見ても、そういうところを何というのかな、シミュレーションしてみたのかどうか、その辺について伺いたします。

○議長（猪岡 壽君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井憲寿君発言〕

○生涯学習課長（金井憲寿君） 齊藤崇議員の御質問の説明をさせていただきます。

来年度からの3年間の指定管理料につきましては、委託料は下がって積算はしてあるところ

ですけれども、過去5年間の事業費を中心に比較ですと検討をしまして、募集要項については作成をいたしました。

人件費につきましては、働き方改革等を考慮しまして、職員数の削減、それから物件費、光熱水費や清掃委託料につきましては、現在より経費の削減を見込むことが可能です。しかしながら、図書購入費など直接サービスにつながる費用につきましては、例年と同額の積算としております。また、消耗品や印刷製本費、備品購入費など経費削減できるものは積極的に行いまして、減額がされたということです。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑は。

8 番植原育雄議員。

〔8 番 植原育雄君発言〕

○8 番（植原育雄君） ちょっと関連するといえますか、ちょっと質問させていただきたいと思います。

今現在、図書館運営費6,200万ぐらいかかっていると思います。それで、今考えられて、神川でも実施しておりますけれども、電子図書がはやっていて、上里町の図書館の利用者、来館者数もかなり少なくなっています、統計的に見て。後は貸出し冊数ですか、そういうところもかなり少なくなっています。そういった意味では、この図書館の運営費は安くなったということはいいいことだと私も思っていますけれども、今までは図書館の運営費が、そういう来館者の数が少なくなったり、貸出し冊数が少なくなったり、そういうのを考えてみますと、図書館運営費高かったということで来ているわけですが、今回はそれが新しい指定管理者については5,115万ということになっていきますけれども、その電子図書の取り入れというんですか、そういうのは考慮されておるでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井憲寿君発言〕

○生涯学習課長（金井憲寿君） 植原議員の御質問に説明させていただきます。

今回の提案の中では、電子図書の導入については含まれておりません。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

11 番納谷克俊議員。

〔11 番 納谷克俊君発言〕

○11 番（納谷克俊君） 11 番、納谷ですが、瑣末なことなんですけれども、今回の指定管理者につきましては、会社の北関東支店ということで、支店レベルになっているのかなと思いま

す。

別件で、昨日全協で御説明いただいた児童館の業務委託のほうは本社レベルかな、候補者が。参考に埼玉営業所が出ておりまして、これが今回のこの北関東支店と同じ場所ですね。本当に細かいことなんですけれども、同じ町で部局は違えど、同じ会社と指定管理を結ぶ、もしくは業務委託を結ぶということになってくるのかなと思うんですけれども、この相手先が、例えば支店レベルであるだとか、営業所レベルであるだとか、本社レベルであるだとか、それぞれ当然本社には委託契約だとか、請負契約だとか結ぶ権限はあると思うんですけれども、その辺の扱いはどうようになっておって、今回図書館のは支店レベルなのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井憲寿君発言〕

○生涯学習課長（金井憲寿君） 納谷議員の御質問の説明をさせていただきます。

今回、申請が出されたものにつきましては、支店のほうからの申請でございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） ちなみになんですけれども、現在の指定管理者との指定管理を結ばれているのは、図書館流通センターさんの本店なのか、それとも支社、支店、営業所だったのでしょうか。

また、ちょっと2つに結んでしまうかもしれませんが、その指定管理の募集の要項にはどのように定められていたのか、教えていただきたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井憲寿君発言〕

○生涯学習課長（金井憲寿君） 納谷議員の御質問の説明をさせていただきます。

現在、指定管理をお願いしております図書館流通センターにつきましては、特に支店ですとか、本店という明記はございません。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 今回のこのシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社について

は、近隣では前橋市で17館の図書館を、これは委託だったですか、指定管理でなくて委託という御説明あったんでしょうか。やられていて、そこにもたくさんの人材がいらっしゃるということで、12人配置していただく中で、恐らくやりくりの中で、この支店の中での人のやりくりの中で、例えばこちらにいた人を急遽、人間の、生身な人間ですから、問題が起きたときには来ていただく、そんなことで支店単位の、全国展開している中でも支店単位のくくりなのかなと思うんですけれども、実際にそういったことはありということでもいいんですかね。同じ会社の中でいろいろな管理、業務委託をしていたり、指定管理をという中で、その中での人のやりくりが、別に12人というだけであって、どなたという人ではないんだと思うんですけれども、そういった認識でよろしいんですか。

○議長（猪岡 壽君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井憲寿君発言〕

○生涯学習課長（金井憲寿君） 納谷議員の御質問の説明をさせていただきます。

シダックスに関しましては、昨日もお話をさせていただきましたが、前橋市の市立図書館、業務委託をかなりの館数されております。申請者側からは、急遽、先ほど納谷議員のお話ありました人員が急遽不足されるような場合につきましては、前橋市の図書館からの応援も可能であるというふうに伺っています。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

7 番齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） また、元へ戻ってしまうんですが、当時、26年度に、このTRCが指定管理者制度にプロポーズしてきて、たしかこのとき、私も参加した記憶あるんですけど、恐らく3社ぐらい来たと思うんですよ。最終的にはTRCに落ちたわけですけども、今回、そのプロポーズしてこなかったという、TRCがしてこなかったというのは、この7年間の実績があるわけなんですけれども、これは、するしないはその企業の自由ですけども、それにはそれなりの理由があったんではないかなと思うんですよ。実績があって、当時直営からこういった指定管理者制度に移行した。先ほどの課長の説明だと、昨日もそうですけれども、サービスは維持されて、緩やかだけれども向上している、利用者に対して、先ほど同僚議員が言ったように、評価されている部分もあるというふうなことなんですけれども、その辺がちょっと不可解なんです。何でその実績のあるTRCがプロポーズしてこなかったのか、それは御本人に聞かなければ分からないことですけども、やはりそれには我々はある程度想像してしまうわけですよ。ということは、ある程度町側から、要するに、こういうふうな、何というのか

な、内容で契約したいよというふうなガイドラインでないけれども、そういうものを提示したときに、プロポーザル方式に応募してこなかった。でもこの、何だっけ、今の会社は応募してきた。結果的に、ここは1社ということになったわけですね。その辺が何かそういったマイナスの考え方になってしまうんですけれども、それは私だけではないと思うんですよね。皆さん、これ経緯をずっと見てみると、何でということがどうしても出てくるような気がするんですよ。それについての見解をちょっと聞きたいなと思うんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井憲寿君発言〕

○生涯学習課長（金井憲寿君） 齊藤崇議員の質問に御説明させていただきます。

今回の募集に当たりましては、図書館のほうの現地で説明会を開催しております。説明の時点では、現在受託している図書館流通センターと来年度申請今回してきましたシダックスさんの2社が説明を聞きに来ております。その後、期間を経て申請の締め切った時点では1社のみの公募という形になってございます。説明の時点でも仕様書等、募集要項等を御覧になっているかと思しますので、なぜ応募してこなかったかということに関しては、ちょっと分かりかねます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議案第64号の施設の指定管理者の指定について、賛成せざるを得ない、けれども、反対の討論を行います。

ちょっと分かりにくいかもしれないんですけれども、それはなぜかという、今回反対をしても、住民がサービスを受けられなくなってしまうのは困る、そういうふうに思います。サービスは継続されてかなければいけない、しかしながら、当初から図書館や郷土資料館などの指定管理の導入については、図書館関係団体や研究者などからもなじまないとの意見が多数あったというふうに思います。

指定管理は期限が決められており、3年ないし5年の有期指定であることから、指定管理者の被用者は不安定で、低賃金の有期雇用になりがちです。そのため、専門的で経験豊富な優秀な人材の確保や育成が困難になることが予想できます。

今回の切替えに当たって、町が指定管理を開始してから8年間事業を担っていただいた団体が手を下ろしてしまわれたことは図書館の指定管理の限界を見る思いです。

また、新たに今回公募された団体1か所についても、今後の指定管理の行く末に暗雲を感じます。図書館業務の命である職員体制も、現在は14名の職員に対し司書資格者9名ですが、今回の提案の団体の場合は、職員12名に対し司書は3名です。図書館は、専門職の司書が地域住民の要望を踏まえて、文化の蓄蔵と継承という見地から、社会的な時流に影響されることなく、権力の介入にも影響されることなく、自立的判断と責任の下に、資料を収集、整理、保存するとともに、住民に分かりやすく提供することを通して、住民の学習権、知る権利を保障する役割があると思います。

そもそも図書館の利用が無料であることから、利用者が増えても収益に結びつかない事業であり、効率性や収益を求める指定管理にはなじまないのではないかなというふうに思います。図書館は、何よりも継続性と安定性が重視されなければいけないのではないかなというふうに思うところです。しかしながら、指定管理から直営に戻すのは大変だというふうに思っています。

今回、これに、この議案に反対したならば、即住民サービスが損なわれる事態を招きかねない、こういう観点におきまして、やむなく賛成せざるを得ないかなというふうに思うところです。しかしながら、粘り強く努力していただいて、直営に戻していく、次の指定管理のとき、手が挙がらなかった、もっと内容が下がる、それでも直営が維持できなければ、やむを得ずそこをお願いせざるを得ないという事態になりかねない。サービスや内容、サービスというよりも、文化的な水準や基準、そうしたものを維持できるかどうか問われることになっていくと思いますので、改めて直営に戻していく専門職の採用などを含めた努力を求めて、今回は反対をせずに賛成したいと思います。

○議長（猪岡 壽君） ほかに討論はございますか。

3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 原案に賛成の立場で討論したいと思うんですけども、そもそも我々。ここに3人の1年生議員がいるんですけども、平成26年のときに、なぜこの指定管理に移したかということがないんですよ。それはそのときにいた皆さんがよく知っているんだと思うんですよ。それまでは直営で館長にいたのは、横尾さんなんかいたんですけども、非常に行っても話しやすい、何か開かれた図書館のように感じてきたわけですよ。その後、今の指定管理の方が入ってきたわけですけども、実際、館長と話したことあるんですよ。埴岡教育長いるんですけども、映画会やったときに、私と教育長、館長と話したんですけども、非常に図書館の在り方などについて詳しく話をしていたのを覚えています。これから、今、沓澤

さん、同僚議員が言ったように、サービスが低下していくことは非常にまずいと思うんですよ。でも、あの館長の言い方からすると、そういうサービスとか、そういうものについては、特に気を使っていたように感じています。

今回シダックスがかなりそういう図書館のところに参加をしているということになれば、イロハを知っているんだと思うんですよ。だから、そのことについては、やっぱりただして、このまま継続を、指定管理をやっていつてもらうけれども、やはり住民サービスというのをしてもらわないと、やっぱり住民からは批判が出てくるということになると思うんですよ。その辺のところをこの議会の中で整理をして、いろいろ議員さんから出ました問題点を肝に銘じて受け止めて、それで改善をして、次のときにまたシダックスのほうの会社と付け合わせをして、こういうことが出ていますよということを求めていくのも遅くはないと思うんですよ。

ただ、今まであった会社がなぜ撤退したかと聞いたって、これ企業秘密だから言わないと思うんです。多分もうけがあるかないかというふうになってしまうと思うんですよ。

ですから、会社に委託すれば、そういうことですよ、経営が赤字になってもやる会社なんかないと思うんですよ。その辺のところ、やっぱり今回の議会できちんと整理をして、みんなが納得できるようなことを執行部のほうも取り組んでいただきたいというふうに思います。その上に立って、私はこの指定管理については賛成していきたいと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第64号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は13時30分からいたします。

午後0時8分休憩

午後1時30分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程第18 町長提出議案第65号 令和3年度上里町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（猪岡 壽君） 日程第18、町長提出議案第65号 令和3年度上里町一般会計補正予算（第7号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第65号 令和3年度上里町一般会計補正予算（第7号）について提案説明を申し上げます。

令和3年度上里町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,998万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億6,706万円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

第2条は、債務負担行為の追加について、第2表債務負担行為補正によると規定するものでございます。

第3条は、地方債の変更について、第3表地方債補正によると規定するものでございます。

恐れ入ります、2ページを御覧ください。第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款10地方特例交付金は1,464万3,000円の増額補正となり、交付額の確定に伴い増額するものでございます。

款11地方交付税は2億2,474万4,000円の増額補正となり、交付額の確定に伴い増額するものでございます。

款15国庫支出金は1億4,459万8,000円の増額補正となり、主な内容は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、障害児施設措置費負担金、障害者自立支援給付費負担金などの増額となっております。

款16県支出金は1,782万4,000円の増額補正となり、主な内容は、障害児施設措置費負担金、障害者自立支援給付費負担金、子どものための教育・保育給付交付金過年度分などの増額となっております。

款19繰入金は2億5,648万4,000円の減額補正となり、財政調整基金繰入金の減額となっております。

款21諸収入は83万3,000円の増額補正となり、埼玉県収入証紙の売りさばき料及び売りさば

き手数料の増額となっております。

款22町債は7,383万円の増額補正となり、臨時財政対策債の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして2億1,998万8,000円を追加し、98億6,706万円とするものでございます。

次に、3ページを御覧ください。歳出でございます。

款2総務費は2,404万円の増額補正となり、主な内容は、総合文化センター修繕料、道路安全対策工事費、公衆無線LAN環境移転業務委託料などの増額となっております。

款3民生費は8,461万5,000円の増額補正となり、主な内容は、障害者福祉事業に係る各種給付費、介護保険特別会計繰出金、法人立保育所等運営助成事業に係る補助金などの増額となっております。

款4衛生費は2,513万9,000円の増額補正となり、主な内容は、予防対策事業の新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料などの増額となっております。

款7土木費は7,968万2,000円の増額補正となり、主な内容は、児玉工業団地アクセス道路事業に係る築造工事費や物件補償金、道路台帳更新業務委託料などの増額となっております。

款9教育費は651万2,000円の増額補正となり、ICT環境整備業務委託料、小・中学校教育振興事業に係る教材用備品、公民館管理事業に係る通信運搬費の増額となっております。

歳出合計につきましても、歳入同様、現計予算に対しまして2億1,998万8,000円を追加し、98億6,706万円とするものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正につきましては、職員定年延長例規整備等支援業務委託、ICT支援員業務委託、上里町立図書館等指定管理委託の期間及び限度額の追加を行うものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

第3表地方債補正につきましては、発行可能額の決定に伴いまして、臨時財政対策債の起債限度額5億2,000万円を5億9,383万円に変更を行うものでございます。

以上、令和3年度上里町一般会計補正予算（第7号）の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長が一般会計補正予算資料で御説明申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） 次に、担当課長より詳細を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 豊田貴志君補足説明〕

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先ほど5年に一度の点検によって危険な箇所工事請負費445万9,000円という説明がありましたけれども、その箇所ですね、具体的には何か所、どのような工事が実施されるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） くらし安全課長。

〔くらし安全課長 間々田亮君発言〕

○くらし安全課長（間々田亮君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

くらし安全課分としまして、今回の補正に含まれる件数は34件分でございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 3ページのまず1つ目の下から2番目の子育て共生課、空の杜保育園運営事業の備品購入で43万円計上されていますけれども、先ほどの説明ですと、新型コロナ対策に関する備品という説明があったと思うんですけれども、新型コロナに対するということになると、これ1年半以上こういう状況は続いている中で、まだ必要な備品かあるということ事態がちょっと不思議というか、疑問なんですけれども、新たな対策、感染対策等に関する備品をさらに新たなものが必要なのか、具体的な品物というか、品名を教えてください。

○議長（猪岡 壽君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 齊藤崇議員の御質問に御説明のほうをさせていただきます。

空の杜保育園の備品購入費ということでよろしいでしょうか。

こちらにつきましては、先ほど総合政策課長のほうからも説明があったとおり、新型コロナ感染対策の補助事業ということでこちらを活用させていただきます。

内容としますと、保育室を仕切るパーテーションになっていまして、柔らかい素材でできているものです。主な目的とすると、分散保育や、それから清掃、それから消毒等で器材、木材が多いものが多いかと思うんですが、こちらの柔らか素材のパーテーションというものは、プラスチックでできて柔らかいものになります。そういったものを使うことで、安全でスムーズ

な保育だったり、それから清掃のほうができるようにということで、こちらを購入させていただくことにいたしました。持ち運びも可能で、簡単に出し入れもでき、職員の負担軽減にもつながるということで、新たに分散保育をなお安全に行うために購入をさせていただくというふうな内容になります。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 7 番齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） 今説明していただきましたけれども、私が意図するところは、何でこの時期だということ。要するに、先ほど言ったように、正確ではないですけども、この新型コロナウイルス感染症というのは、蔓延し始めてから1年半以上たっているわけですね。何でこの時期なんだということなんです。もっと早くできないか、するべき対策ではないかということなんです。収束していないけれども、今現在見ると、ほとんど収束に、県内、埼玉県内は、今日の新聞発表だと県内で3名ですよ。そういった中で、6波というものを恐れていることはいいことなんですけれども、何でもっと早くこういうことをやらないのかなと。時期的にちょっとずれているのではないかなというふうなことを疑問に思うわけですよ。ですから、一番意図するところは、何でこの時期なんですかということです。答弁をお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 齊藤崇議員の御質問に御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、こちらの新型コロナウイルス感染症対策の子ども・子育て支援交付金及びそれから保育対策総合事業費補助金ということで、昨年度から引き続き頂いている補助金になります。こちらのかかり増し経費であったりとか、それからコロナの収束が見られない中、これから新たな生活様式の中で保育をしていく中で必要なものが保育を通じてあれば申請をしてくださいということで通知等あったものですので、追加のほうで補正のほうをさせていただきました。上限額は決まっていますので、そちらに併せた補正となります。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑ありますか。

12番沓澤幸子議員。

〔12 番 沓澤幸子君発言〕

○12 番（沓澤幸子君） 先ほどのくらし安全課の質問なんですけれども、工事請負費は34件分ですよということでありますけれども、具体的には、この工事でどのような改善を図っていくのかお尋ねいたします。

○議長（猪岡 壽君）　くらし安全課長。

〔くらし安全課長 間々田亮君発言〕

○くらし安全課長（間々田亮君）　沓澤議員の御質問に御説明いたします。

この補正の中には34件、通学路総点検以外のものも含まれていますが、通学路安全点検に係るものは34件ということで御理解をいただきたいと思います。

その工事内容につきましては、一口に言いますと路面表示ですね、まずは外側線、消えているもの、薄くなっているところの引き直しですね。もう1つが交差点内で、よく私まきというんですが、道路に沿って交差点内をはっきり明示するような線ですね、曲線だったり、そういうものが1つ。もう1点が法定外の文字ですね、止まれですとか、飛び出し注意とか、そういうような文字というものになります。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君）　ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君）　2ページの町民福祉課のところでお尋ねいたします。

会計任用職員の報酬等が計上されているわけなんですけれども、先ほどの説明ですと、事務量の増大によるということでありましたので、こういった事務が増加傾向にあるのか。これは職員を1名増やすということなのかどうかお願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君）　町民福祉課長。

〔町民福祉課長 亀田真司君発言〕

○町民福祉課長（亀田真司君）　沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

まず、会計年度任用職員を何名増員したかということにつきましては、1名増員をいたしたところでございます。町民福祉課における窓口業務が今年の3月以降大変混雑をいたしました。3月の頭からちょっと統計を取っていればよかったんですけれども、3月の中下旬以降大変混雑をしております。通常、町民福祉課の窓口、職員の感覚からいたしますと、150名を超えますと大変窓口混雑をしております。対応している職員も、自席で執務を取る時間すらないというところ、3月22日以降の1日当たりの平均来庁者が180名を超えました。そのうち2日は230名を超えております。職員が結構、肉体的・精神的にも疲弊をしております。町民福祉課の町民係の職務、町民の方の住所移動だったりとか、戸籍届出の受理であったり、町の行政サービスの根幹をなすものでありまして、そうした肉体・精神ともに疲弊を来してしまいますと、当然住民サービスの低下につながり、町民の方に御迷惑をおかけすると。

そうしたところで、当初、令和3年度は3人の会計年度任用職員の事務体制で進めていく予

定でありましたけれども、そうした3月中下旬以降の窓口業務の煩雑さを考慮いたしまして、令和3年4月以降、4名の職員体制で行っておりました。これは本当に緊急、例外的なものでございまして、本来は当初から4名分の予算を確保して雇用契約を結ぶということが原則だったと思われるんですけれども、そうした職員の体制を考慮いたしまして措置したものでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 同じ子育て共生課のところで質問させていただきます。

3ページの上から、七本木から賀美児童館まで、先ほどの課長の説明ですと、この備品購入費のところの施設備品購入費ということで、各館ばらつきがあるんですけれども、説明の意図としては、その新型コロナ感染対策の備品というふうな説明だったと思います。

このばらつきはどういうふうに、何というのかな、当てはめて考えればいいのかということ、要するに、先ほどの質問と同じ、要するに、何でこの時期なんだということですね、それについて説明をお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 齊藤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今回、こちらの補助金につきましては、内閣府より出ております放課後児童クラブ等の補助金と、それから厚生労働省のほうから出ています児童福祉施設、うちのほうで言いますと、児童館であつたりとか保育園に、この2本の補助金のほうが町のほうに来ております。その中で、昨年度から感染症に対する強い体制を整えるということで、感染症対策を徹底して準備等はしてまいりましたが、やはりこの体制を続けていくのには、保育士であつたり、それから児童館の職員等もいろいろ工夫しながら勤務体制も考えつつサービスも提供しております。それなので、なお一層今後もこの状況を継続していくためには、こういった形で体制を整えたらいいのかということを各館ごとに、こちらの備品購入費であつたり、消耗品というのは検討してもらいました。

その中で、もともとあつたもの、それから昨年度中に整備しなければいけなくて、したものも若干ございます。そういったものも比較しながら、こちらの補助金を使って、今整備できるものを各児童館、保育園のほうで出させていただいたという経緯でございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） くらし安全課のほうにちょっと聞きたいと思うんですけれども、交通安全の対策にこれだけということなんですけれども、私のほうで聞きたいのは、国のほうが千葉県の八街市の事故を受けて、大々的に総点検をなさйтеということ、それなりの予算をつけてやったと思うんですよ。その結果の中のこれが一部なのか、まだそういう国のほうの指導がまだ来ていないのか、その辺のところを、まち整備が絡むかちょっと分からないんですけれども、説明していただきたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） くらし安全課長。

〔くらし安全課長 間々田亮君発言〕

○くらし安全課長（間々田亮君） 高橋議員の御質問に御説明申し上げます。

件数を全体で御説明させていただくということでよろしいでしょうか。

通学路整備計画で、上里町全体の件数が136件でございます。お答えから先に申し上げますと、一部でございます。上里町全体の件数では136件あります。このうち内訳が、国が管理している部分が2件、県が管理している部分が18件、警察が管理している部分が31件、町で行うべきものとされたのが85件でございます。この中で、くらし安全課で所管の内容が52件でございます。

ただ、この中には費用のかからないものですね、樹木の繁茂ですとか、所有者の方に管理をお願いするというものが9件ございました。あと県と協議が必要なものですね、国道部分でちょっと県と協議が必要なものが1件ということで、それを除きますと、くらし安全課分として42件になります。この42件のうち、予算が不足する部分が34件ということで、今回計上させていただいたものになります。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

7 番齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） ちょっとしつこいようなんですけれども、再度質問させていただきます。

3 ページ、これ備品購入費ということで、施設備品購入費に充てているわけなんですけれども、町では備品の定義というものがあるんですね。要するに、金額はどのくらい、何円以上で、要するに、備品としての定義になった場合は、何年間、その備品としての扱いをしなければいけないという定義あると思うんですけれども、これは前にも聞いたことあると思うんですけれども

も、その辺の定義にちゃんと抵触しているのかどうか確認したいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 齊藤崇議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今回、各児童館、保育園のほうで購入をさせていただきました備品購入費につきましては、主に分散保育を中心とした備品となりますので、テーブルであったり、サークルであったり、児童館においては和机も買ったり、それからコードレス掃除機、感染拡大を防止するための、ある程度長い期間使うもの、5年以上使えるものについて、備品購入費ということで上げさせていただいています。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

7 番齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） 先ほど総合政策課長の説明したところで、1 ページの総合政策課の多分政策調整係のところの2 つ目の丸の情報ネットワーク事業のうちの役務費の通信運搬費 5 万 5,000 円、これは長幡公民館とどこかの、要するに、何か移転かなんかの工事費みたいなふうの説明を受け止めたんですが、それと、どこかで、5 ページですね、一番下、公民館管理事業のところ、33 万 9,000 円計上しているところで、これも通信関係、要するに電話関係の説明だったと思うんですけども、これは品物が違うというか、工事の内容は違うというか、通信関係だったら一緒くたでいいと思うんですけども、別々にしている理由と、何でこれを分けなければいけないのか、その辺、性格の違うものなのか、その辺について、ちょっと説明お願いします。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） ただいまの齊藤議員の御質問に説明させていただきます。

なかなか量が多くて分かりづらいところがありまして申し訳ございません。

こちらに御説明をさせていただきますけれども、ちょっとタブレットの表示させていただきます。

今、議員がおっしゃられたのが、情報ネットワーク事業の役務費ということで 5 万 5,000 円、こちらの、改めてすみません、繰り返し説明となってしまいますが御容赦ください。

この 5 万 5,000 円につきましては、その下の委託料の 8 万 3,000 円というのが、諸作業委託料として計上させていただいております。こちらの合計ですね、使途といたしましては、中央公

民館のワープ上里への移転に伴うインターネット回線の整備及び業務用複合機の移転費用として計上させていただいております。

先に、公民館系のほうの事業も改めて説明をさせていただきますと、こちら中央公民館のワープ上里への移転という点は、共通はしております。あと及び長幡公民館が長幡児童館への移転ということにも想定いたしまして、こちらについては、電話移設費等で33万9,000円を計上させていただいております。

課にまたがる趣旨というのは、総合政策課におきましては、この情報ネットワーク事業の中で、各種、いわゆるインターネット環境の予算を一元的に管理をさせていただいております。

あと、こういった複合機の関係も当課で計上をさせていただいておることがございますので、そういったところで、当課のほうで集中管理をさせていただいている、このインターネット回線整備及び業務用複合機という点につきましては、この情報ネットワーク事業で計上させていただいたということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 4ページの健康保険課のところでお尋ねしたいんですけども、予防対策事業の委託料というところで、3回目のワクチンの委託になっていると思うんですけども、新型コロナ接種体制確保に伴うアウトソーシング委託料と予約システムコールセンター委託料というのがありますけれども、予約システムのコールセンター委託料は、1回目、2回目のような形で考えているのかどうか。

いわゆるコールセンターで予約するのが非常に難しかったことがありますので、こういう委託の在り方よりも、受けた接種の時期がみんなずれていますので、接種に応じて、この日程でいかがですかというような御案内のほうスムーズに行くのではないかなというふうに思うわけなんですけれども、この委託の内容をお尋ねしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 沓澤幸子議員の御質問に御説明をさせていただきます。

まず、今御発言のございましたアウトソーシング委託料、こちらにつきましては、接種券の業務委託の費用ということで計上させていただいたところがございます。

また、その下にございます予約システムコールセンター委託料、こちらにつきましては、先ほど議員もおっしゃられたように、第1回目、第2回目と全く同じような内容で契約を結ぶ予

定でございます。ただし、契約期間につきましては、1月から3月までの年度内の契約ということ並びにコールセンターオペレーターについては、以前と変わらず5名体制ということで契約する予定でございます。

ただ、後段の部分で議員もおっしゃられたように、1、2回目接種、非常に混乱をしたといったような記憶がございます。こういったことから、現在、はがきで高齢者層の方につきましては、保健センターで予約を押さえられます、いわゆるお任せ予約というのを取りますけれども、いかがでしょうかというようなはがきをお出しさせていただきまして、意向のほうを御確認させていただいているところでございます。

中には自分で取りたいとおっしゃられる方もいるでしょうし、やはり保健センターにお任せいただくということになってしまいますと、当然のことながら日程調整等はなかなか難しいものがございます。また、新聞報道等でもありますように、ワクチンにつきましては、モデルナ社製が今度入り込んでくるというようなお話もございます。

そういった中で、皆様に御予約いただくという部分も生かしながら、なおかつ、こちらのほうで、とにかく一日でも早くしたいよとか、そういったような流れがあれば、そちらにも対応できればということで準備を進めているところでございます。

また、新聞報道等でも、先ほど御発言の中で、人数は分かっているんだからという部分あるかと思いますが、最近の報道など見ておりますと、できるだけ前倒しにというようなお話もいただいているところでございます。まだ方法等につきましては未定ではございますが、しながら、そういったものにも対応できるように、できるだけ1市3町で協力し合いながら、この業務については進めていければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） すみません、これ5ページですか、土木費のところの児玉工業団地のアクセス道路事業の関係で、築造工事費が7,500万、それから土地購入費は3万3,000円、物件補償金が180万3,000円ということで、これ一つ一つお聞きしたいんですけども、その築造工事の面積と土地購入費は3万3,000円というのは、非常に少額なんですけれども、これ面積はどのくらいか。後は物件補償金が180万3,000円、何件分かということでお願いします。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 植原議員の御質問について説明をさせていただきます。

まず、工事費ということで、今回7,500万円ということでございます。こちらについては、ちょっと面積は今手元にないのですが、延長ということでちょっと御承知いただきたいと思います。

工事の延長としまして、全部で260メートル分の工事を行うための計上額でございます。

それと、土地購入費について、これは申し訳ありません。ちょっと今、これだけの面積というのが手元にないので後で御説明させていただきたいんですが、こちらについては、1件分の用地買収に係る費用ということでございます。

また、用地だったり物件補償金については、用地交渉を今年度進めている中で、その進捗に伴って必要な費用ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） すみません、関連でちょっとお聞きしたいんですけれども、聞くところによると、一部相続の関係で町名義に変えられないところがあるというような話を聞いているんですけれども、その部分は道路のどの辺なのか、どの辺の位置になるのか、開通に支障があるのかどうか、その辺について質問をさせていただきます。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 植原議員の御質問について説明させていただきます。

残る地権者について、この相続の関係でまだ買収に至っていない箇所としましては、児玉工業団地アクセス道路、上里鬼石線の南側から見ますと、ちょうど真ん中辺りですね、延長900メートルの中央辺りに1か所、それと一番南側のところが1か所、計2か所ということでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 1ページの総合文化センター事業の中で、工事請負費、総合文化センター電気釜電源工事というのは、どういう工事なんでしょうか、説明していただきたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） ただいまの仲井議員の御質問に説明させていただきます。

こちらは、説明で申し上げた中央公民館のワープ上里への機能移転ということに伴う経費でございまして、現在、中央公民館に設置されております陶芸用の電気釜、こちらの電気釜1台分、こちらは移設させていただく費用として計上しておるものです。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） すみません、先ほど植原議員から御質問のありました児玉工業団地アクセス道路事業の土地購入費の部分でございます。こちらにつきましては、地権者1件で、筆数としては2筆になります。面積としては2.63平方メートルということでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第65号 令和3年度上里町一般会計補正予算（第7号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 町長提出議案第66号 令和3年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（猪岡 壽君） 日程第19、町長提出議案第66号 令和3年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第66号 令和3年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和3年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,458万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,853万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

恐れ入ります、2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款4県支出金は1億6,004万7,000円の増額補正となり、歳出の保険給付費の増額により県補助金を増額補正するものでございます。

款6繰入金は57万9,000円の増額補正となり、歳出の総務費の増額により、一般会計繰入金を増額補正するものでございます。

款7繰越金は1,395万4,000円の増額補正となり、歳出の諸支出金の増額により前年度繰越金を増額補正するものでございます。

歳入合計は、現計予算に対して1億7,458万円を追加し、32億1,853万6,000円とするものでございます。

次に、歳出ですが、款1総務費は57万9,000円の増額補正となり、会計年度任用職員の廃止による総務管理費の増額によるものでございます。

款2保険給付費は1億6,004万7,000円の増額補正となり、国保一般被保険者の療養給付費や高額療養費の増額によるものでございます。

款7諸支出金は1,395万4,000円の増額補正となり、年度間精算に伴う保険給付費等交付金償還金の増額によるものでございます。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対し1億7,458万円を追加し、32億1,853万6,000円とするものでございます。

以上、上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第66号 令和3年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第20 町長提出議案第67号 令和3年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（猪岡 壽君） 日程第20、町長提出議案第67号 令和3年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第67号 令和3年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和3年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,540万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,460万8,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

恐れ入ります、2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款2国庫支出金は1,365万9,000円の増額補正となり、介護給付費負担金地域支援事業交付金などの対象事業費の増に伴うものでございます。

款3支払基金交付金は2,008万円の増額補正となり、介護給付費交付金の対象事業費の増に伴うものでございます。

款 4 県支出金は1,139万9,000円の増額補正となり、介護給付費負担金地域支援事業交付金の対象事業費の増に伴うものでございます。

款 5 繰入金は1,239万7,000円の増額補正となり、介護給付費地域支援事業費及び事務費の増に伴うものでございます。

款 6 繰越金は1,786万9,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額でございます。

歳入合計は、現計予算に対しまして7,540万4,000円を追加し、20億5,460万8,000円とするものでございます。

続いて、3 ページを御覧ください。

歳出でございます。

款 1 総務費は47万1,000円の増額補正となり、会計年度任用職員に係る報酬等の増額でございます。

款 2 保険給付費は7,437万円の増額補正となり、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費及び居宅介護サービス計画給付費等の増額でございます。

款 4 地域支援事業費は42万円の増額補正となり、会計年度任用職員に係る報酬等の増額でございます。

款 5 諸支出金は14万3,000円の増額補正となり、過年度賦課額が構成され還付が生じたことによる増額でございます。

歳出合計は歳入同様、現計予算に対しまして7,540万4,000円を追加し、20億5,460万8,000円とするものでございます。

以上、令和3年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第67号 令和3年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（猪岡 壽君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後２時４３分散会